

---

---

平成25年第3回大和町議会定例会会議録

---

---

平成25年6月12日（水曜日）

---

---

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	三 浦 伸 博 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	浅 井 茂 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	藤 原 敏 明 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 恵 右 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	生 涯 学 習 課 生 涯 学 習 班 長 兼 文 化 財 班 長	齋 藤 秀 明 君
税 務 課 長	千 葉 良 紀 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	瀬 戸 正 志 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 喜 一 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 事	逢 坂 孝 徳
班 長	千 坂 俊 範		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

定刻時間より少し早いんでありますが、皆さんおそろいでありますので、ただいまから本会議を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番平渡高志君及び12番堀籠英雄君を指名します。

---

#### 日程第2「一般質問」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、順番に発言を許します。

4番渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

おはようございます。

それでは、2日目トップバッターで一般質問をさせていただきます。

防災体制、なканずく自治体間の広域的な連携体制について伺います。

平成23年3月11日、東北地方や関東地方を襲った東日本大震災、約2万人もの死者、行方不明者を出し、さらには原子力災害を誘発して未曾有の大災害となりました。発生から2年以上経過しましたがけれども、現在も国を挙げて復興の真ただ中でありま

す。

このような中、最近言われますのは、首都圏直下型地震あるいは東南海トラフ大地震あるいは富士山の火山噴火、こういったものが近い将来発生するのではないかとい

う予測があります。こういうことから、国や各都道府県の自治体間で相互支援体制の確立など新たな防災対策が研究、検討されてきております。

本町においてもいまだ復興のさなかではありますが、自治体間の広域的な連携体制をどのように準備していくのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。きょうもよろしく申し上げます。

それでは、ただいまの渡辺議員のご質問にお答えをしたいと思います。

自治体同士の広域的な連携体制をどのように準備、強化していくのかということですが、現在の大和町において他の市町村と防災協定を結んでいるものは、宮城県の県内の「館」防災に関する相互応援協定によります県内2市6町1村、2市が塩竈市、多賀城市、6町は松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、1村が大衡村による「館」の協定、それだけでございまして、県外自治体との協定については現在結んでない状況にございます。以前にはいわゆる大和サミット、「タイフ、ダイフ、ヤマト」の自治体名を持つ全国12の市町村で毎年サミットを開催いたしまして、そのサミットの中で災害時における相互応援協定を締結した経過がございます。それは平成7年10月21日に締結したまほろば連邦加盟市町村の災害時における相互応援に関する協定でございます。しかし、平成の大合併によりまして9町村が「タイフ、ダイフ、ヤマト」の名前ではなくなったために、第16回目のサミット、平成16年の4月18日に福岡県の大和町で開催されましたが、その第16回目のサミットを最後にまほろば連邦も解散をいたしまして、この協定も実質無効となった経過がございます。

合併しないで現在も「ヤマト、ダイフ」の名前が残っている市町村につきましては、大和町、本町のほか、神奈川県の大和市、そして鹿児島県の大和村の1市、1村という状況でございますが、今回の東日本大震災においては、神奈川県大和市と鹿児島県大和村からいち早く義援金や支援物資の提供をいただいておりますので、以前の協定が実質的に生きているものと、このようにも考えておるところでございます。

このほかにも新潟県の見附市や静岡県湖西市からも義援金や支援物資をいただいておりますので、このような市町村との縁を大切に連携を深めていくことも考えられますので、県外市町村との相互応援協定については今後の課題として検討していきたい

いと思います。

なお、東南海地震が起きた場合ということではありますが、実際にどの程度の被害となるのかわかりませんので、その際は国や県レベルでの支援体制と連動した行動が必要と考えております。まず、大和町が被災した場合の準備を行いまして、仮に県外自治体への支援が出てきた場合には、その段階で支援範囲や支援策を考えることになると、このように思っております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

今ご答弁をいただきましたが、県外の自治体とは協定がないということでございます。この東日本大震災を振り返ってみまして、約2年経過したわけですけれども、そろそろ大和町についても落ちついてきている。まだまだ復興のさなかではございますけれども、ある程度落ちついてきている。今思いますことは、今度は東南海あるいは九州のほうというんですか、西のほうで災害が起こるのではないかといったときに、私たち、受けた恩を返さなければいけない。その恩を返すためにこれからちょっと何か準備していかなければいけないのではないかと。そういう観点に立っての私の質問となります。何も準備をしていないで何かあったときに恩返しができるかという観点であります。そういう観点に立った場合に、すなわちこれは同時に被災をした中であるということではなくて、今回私たち東日本が被災をして西日本の被災をしてないところから応援をいただいている。あるいは、今度は西日本が被災をしたときに我々損害のない東日本が速やかに応援をする。そのためには何をどうしていかなければならないのかと。

この最近の自治体間のそういった準備状況を見ますと、かなり詳しく、サミットというものも当然あるかと思うんですが、担当者同士が行き来をして、あるいは訓練をして、話し合いをして、何をどのように、どのようなという細かいレベルでの調整をして職員の行き来をしてスキルアップを図っているということがございます。本町についても、そういった観点に立って、どこか1つでいいと思うんです。あっちもこっちも協定を結んでとなるともう何をやっているかわからなくなりますし、職員も大変になってしまう。しかし、どこか代表の1つの、1町なら1町と協定を結んで、そこをやりとりをし、その中で職員同士がスキルアップをし、そうしますと、そこでどこに行っても役に立つ職員のスキルが向上できるのではないかと。こういうことを観

点に考えますと、今ご答弁いただいた中でこれから今後の課題として検討していただくということですが、より具体的にこの相互支援、今「相互応援」という言葉から少しずつ「相互支援」というような言葉にも変わってきているところがございます、いろんなところで、今非常に便利な時代でございます、ネットを見ますとそれぞれの自治体でどこどういったような協定を結んでいると。これは自治体にかかわらず、これから平渡議員も質問されると思いますけれども、自治体ではなくて、あるいは大手のスーパーとかそういったようなところとまで具体的な協定を結んで、何を、毛布を何千枚とか、食べ物をどれだけとか、水を何リットルとか、そういう具体的な話がありますけれども、そういったレベルで町長のお考えの中にどこか1つ、西日本なら西日本、和歌山県の真ん中付近だったら和歌山県ですとか、三重県ですとか、そういったところと協定を結んで職員のスキルアップを図ろう。そういったようなお考えがあるかどうか、もう一度お考えを伺いたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、まず恩を返すといえますか、先般、我々も3・11で被災した際にいろんな方からご強力、ご支援をいただきました。本当にありがたいと思っております。そういったことに対する恩返しといえますか、そういうことがあった場合に返す。それは当然あった場合は、そういう災害あった場合、やるべきだというふうに思っておりますし、それは当然お互いに助け合うということですからやっていかなければいけないと思っております。ただ、そのためにその物資を準備するとかそういうものではなくて、そのときには、その被災されたところで調達できない、こちらが何もなければ調達できるということもございますし、こちらで準備している常の備蓄とかそういったものもあります。あるわけでございますから、相手が被災したための準備というのはなかなか、物資的なものとしてはできないというふうに思います。

ただ、人間的な支援とかそういったものについて、そういったものについての支援体制について、その対象となる自治体とではなくても、そういったことがあった場合には常の訓練をしていて、そういった訓練の成果をほかに生かすための協定というお話だというふうにお聞きしました。ということは、確かに必要といえますか、今回い



ろいろいろうちのほうでも石巻とかにも、1人ではありましたが派遣をいたしました。そういった中で、その派遣先での体制なり、こちらの派遣する側の体制なり、そういったものの課題というか、そういったものも見えてきておりますし、今一生懸命まだまだ復興、復旧の最中にある七ヶ浜さんとかあいった方々の町長さんたちのお話を聞けば、こういったことが必要である、もっとこうやったほうがよかったというお話もあります。そして、我々支援する側としての反省といえますか、こういった形でやればもう少し有効なお手伝いできたのではないかとかそういった反省もあるわけでございます。そういったものを踏まえて、今後我々がまた地震が来た場合、例えばまたほかにあった場合の応援体制、支援体制というものに対して対応は今までとは違った形でやっていかなければいけないと。今までの考えをプラスしてやらなければいけないというふうに思っております。

そういった中で、今お話しのお話の他自治体とのそういった協定の中で訓練を積みながら、お互いにそういったものに対するスキルアップといえますか、技術を磨くといえますか、そういったことというのは大切なことだというふうに思います。

企業につきましてもそのとおりですし、企業さんとの場合、町の場合は地元の企業さんといえますか、町内の企業さんにつきましてはいろいろ今進めておるところでございますけれども、他県の企業さんとはやっていない状況でございます。他県の企業さんというのはなかなか難しいところがございますので、他自治体とのそういったこと、今後いろんな形でそうやってやっていくことは大事なことだというふうに思っております。

また、協定を結ぶ相手というものについて、やはりこちらの思いと相手の思いもあるわけでございますし、何らかの共通点といえますか、きっかけということも必要だというふうに思っております。我々大和町の場合は、先ほど申し上げましたけれども、以前に大和サミットをやっておりまして、合併ということで今3市町村しかないわけでございますけれども、そういったつながりがあるのもありますし、またほかからの支援というのもあります。そういった中で、同じ思いの自治体と、同じ考えの自治体、または何らかの共通するものを持った自治体という形のつながりがまず大事だというふうに思いますので、全く何もなくてぼんやり行ってそれはなかなか難しい話でもありましようし、また町の方針、市の方針もある程度一致していなければいけないということもありますので、どこでもいいというものではないというふうには思いますけれども、やはりそういった形の連携といえますか、協定といえますか、そういったものはあっても効果が十分考えられるというふうに思います。

したがって、先ほど申しましたけれども、現在はまだないところがございますが、それぞれにこれまでのおつき合いあるところとか、またこの間応援いただいたところ、そういったところに対しての考え方のすり合わせとかそういったことは必要だと思えますけれども、そういったものを基本としながら今後そういった協定といいますか、お互いに訓練も含めてそういった状況の関係のある自治体が出てくればいいというふうには私も思っております。

今まだまだ具体的にはなっておりませんが、まず先ほど申しましたけれども、自分たちの災害に対しての対応といいますか、自分たちの部分、それも今再構築しているところがございますので、そういったものとあわせて今後そういった方向性も模索してまいりたいと、このように考えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

今ご答弁いただいて検討していただけるということなのですが、もう一つだけ質問をさせていただきたいんですけれども、具体的に、例えば西日本のどこかが被災をしたと。東日本と同規模のような程度の被災をしたときに、もう町長がぽんと指示をするだけで動ける。そういう体制をつくれるのかどうか。具体的に職員を何人ぐらい派遣してどんな手段で行かせる。そういったところまで行けるのかどうか。これは災害を基本とするような、消防ですとか、それから自衛隊みたいなそういう組織とはまた、そういうわけにはいかないわけですが、しかし準備をしておいて何かの基準を示して、職員の方にそういう指示をしておけば立ち上がりは早いと思うんです。そういった準備をつくることができるかどうか、検討できるかどうか、その辺の方向性についてだけご答弁をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

具体的に何かあった場合に、どの人員をどういった方法で速やかに応援体制がとった中でできるか、具体的なものができるかということだと思いますけれども、これは

申しわけない。なかなか難しいというふうに思います。災害がなければいいわけですが、どこで起きるかもわかりませんし、またどういった災害になるかもわからない。地震災害、また津波、自然災害のほかにもいろんな火災とかそういったこともあろうかと思えますし、そしてそういった大きな規模になってまいりますと、逆に言うと町が単独でというよりも県とかと一緒にの形でそういった行動をとったほうが力強くといいますか、効果的な応援体制がとれるのではないかと。受ける側の体制もあるというふうに思いますが、どういった規模の災害かと想定できない中で、またどこで起きるかも想定できない中で、初めからそういった支援隊というものを用意して準備しておくことはなかなか我々ぐらいのレベルの自治体の中では、自分たちのほうを守るという体制はとるのがまず大事だと思っておりますので、そういった体制をとるといことはあればすばらしいというふうに思いますが、なかなか現状では難しいのではないかとこのように考えております。

議長 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

即行態勢を確立するというのは非常に難しいこととは思いますが。今の町長の答弁も当然理解できるわけであります。しかしながら、やはり他の自治体を見ますと、いろんな準備をしている自治体もあるようです。白紙的に、こういう場合こういうふうにするというような動きもあるようでもあります。それぞれその事案に対して正確に対処するためには、その起きた事象に対して判断をして出していかなざるを得ないと思うんですけれども、そうするとやはり時間がかかってしまうということで、あらかじめ派遣をするような、例えば当町で言えば今回新設をされた危機対策班、これは町内と、それから自分たちの町外、2つにあるのかどうかわかりませんが、町内に関しては当然ですけれども、他の自治体に応援に行くというようなことも少し考えていただければ、どういった準備を日ごろ整えておかなければならないのか、こういったものも当然出てこようかと思えます。そういった危機に対する自分たちだけではなくて、冒頭申しましたけれども恩返しというようなことも少し考えれば、他の自治体を応援するということがふだん視野に入れて準備をしなければならない。そういったことで、これからご検討をお願いしたいということで、私の質問を終わらせていただきます。

議長（大須賀 啓君）

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

次に、13番高平聡雄君。

13番（高平聡雄君）

それでは、質問をさせていただきます。

まず最初に、町費負担ゼロで住民向け予算説明書の作成やホームページへのバナー広告導入など、広報コストの削減についてということでお尋ねをいたします。

町民が求める情報を的確に提供することは行政として当然であります。ニーズに応える広報ツールは多種多岐にわたり、人口増が続く本町では、編成作業やコスト増加は避けられないのが現実であります。今後は広告代理店を有効活用し、企画、印刷、スポンサー獲得等コスト不要の媒体企画を推進すべきと考えております。このことについては、平成18年にも、印刷物、封筒、連絡はがき、領収書、町広報、議会広報などあるいは公用車、WEBページを媒体とした広告事業でスポンサー収入による自主財源の確保と係る町予算の縮減ができる可能性が高く、「支出が当たり前から収入が見込める」への意識転換を図れとご提案を申し上げました。町民生活課、税務課等で各種証明書を入れる窓口用封筒や広報たいわに広告スポンサー枠を設ける、このことについては実現をされておりますが、これ以外についてはなかなか進んではいないのではないかと考えております。これの「できた、できない」、この違いは、判断としてこういうことは必要がないんだということだったのか。もしそうでないとなれば、進んでない理由をお聞かせいただきたいということでもあります。

広報たいわでは、定期発行のほかに決算特集号あるいは最新のデータだとかということで別冊を発行しております。その中には、過去に予算特集も発刊をした経緯があるようではありますが、現在はなされておられません。決算の課題を翌年度の予算に繁栄できるかは大変重要であり、町民としても知りたいところであると思えます。予算説明書、住民にお渡しをしてわかりやすく見ていただけるものということではありますが、これを行政だけでなく官民協働発行事業者公募要領を策定し、企業等の広告を活用して大和町と民間事業者等が協働で発行する企画提案を募集されてみてはいかがでしょうかということでもあります。

また、改めてお伺いをしますが、ホームページへのバナー広告採用など町民、企業、そして行政、役場がともに利得を享受できることを目指す積極的な姿勢が求められるという所見から、町の考え方についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、ただいまの町費負担ゼロで住民向け予算説明書の作成やホームページへのバナー広告導入による広報コストの削減に関するご質問にお答えをします。

本町の財政状況でございますが、歳入につきましては、最も大きな割合を占めております町税は、これまでの企業の順調な進出と操業の状況や経済の状況によりまして、固定資産税や町民税は順調な伸びをいたしておるところでございます。しかしながら、地方交付税につきましては、標準的な行政をする場合の経費、基準財政需要額から町税の収入を基準として算定する基準財政収入額を差し引いてその交付額が決定される仕組みでありますので、町税収入が延びると地方交付税が減少している状況でございます。

一方、歳出につきましては、高齢化社会対応経費や社会福祉関係行政経費の増大、扶助費と補助費等の増高、教育施設や社会福祉施設、公共土木施設の年数経過に伴います劣化対応への経費の増大により依然として厳しい財政状況にあり、慎重な行財政運営が必要不可欠となっております。こうしたことから、まず歳出に当たっては、対象事業の必要性や事業効果を見きわめた上での厳選や実施年度区分による負担の調整の必要性、そして経常経費の抑制、削減が必要と考えております。

歳入における町税に当たっては、課税客体の正確な把握と徴収率の向上、財産収入については各種財産の利活用による運用や売却益によるところの歳入確保、国庫補助金や公益的団体による交付金の活用などとともに、議員より以前からご提言のありました各種広告収入も財源確保の大切な方策であると、このように考えております。

広報たいわの有料広告につきましては、平成18年から募集いたしましたが、当初応募者がなく、2年経過後の平成20年9月から応募がございまして掲載を始め、平成24年度の広告収入は18件、49万2,000円となっております。

また、各窓口で配布いたします広告入り封筒につきましては、平成23年4月から導入し、年間約2万4,000枚の利用状況となっております。

次に、ホームページへの広告掲載についてであります。企業等に打診等いたしました。反応がないこと等によりまして広告掲載はまだ実施していませんが、掲載方

法につきましては、バナーリンクによるホームページへの広告を検討中で、ホームページ更新の際に導入したいと考えております。

なお、更新の際には掲載を希望する企業などと連携し、イベント情報やお得情報の掲載をするとともに、企業のホームページとリンクいたしまして、本町ホームページを通じ住民、行政、企業との情報伝達の場の提供ができる環境を整備、研究する必要があると考えております。

公用車等への広告につきましては、近隣自治体の実施状況や宣伝客体の選択や応募申し込みの可能性等の見地からまだ実施には至っていない状況でございます。

なお、こうした歳入確保への対応につきましては日ごろより指示いたしてまいりまして、なお一層進めていかなければならないと考えているところでありますが、それぞれの自治体の立地条件や規模、そして宣伝を行おうとする客体ニーズの収益性や効果見込みにより左右されるものと考えるところでございます。

また、広報によります別冊の特集は現在行っておりませんが、大和町では通常の広報紙の紙面で地方自治法に基づき6月号と12月号で年2回の財政状況の公表や4月号及び10月号で予算及び決算の状況を町民皆様に周知するとともに、区長会、納税組合長研修会等におきます行政区代表者会議等におきましても説明している経過がございます。

なお、企業等の広告を活用しての発行等につきましては、今後一層の効果的手法につきましてご意見を賜りながら研究してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

それでは、お伺いをします。

基本的には、この広告収入についてもその拡大、推進に今後も努めていきたいという基本的なご姿勢があるんだというお話を伺いましたが、指示もされているということではありますが、そこになかなか進まない理由を並べておられるわけでもあります。これは要するに、行政としての今の立ち位置というか、このことに関しての考え方ということでお話をなされたんだろうというふうに思うんですが、一方では当然なのかもしれないですけども、そういうところからもう一歩進むために今回私は提案、提言

をしているわけで、1つの要素として大和町を取り巻く環境の変化というか、例えば例に挙げて言えば、通信インフラの充実度が年々高まっていると。簡単に言うとインターネットの普及等々です。先端技術産業、特に自動車産業等々の町内への、あるいは近隣町村への進出、そういうものがふえて企業群が集積度を増して、それに伴って若い世代の方を中心にして人口がふえてきていると。要するに、外から見た場合に、町の魅力が大和町は着実にアップしているということが一般的にはとられる立ち位置になりつつあるのではないかと。ということは、他の自治体あるいは企業あるいはそれらに関係する人々から注目度が上がっているということでもあります。イコール、言葉を変えると、大和町は魅力的だと。広告価値があるんだということにほぼイコールだというふうに私は思います。それを使い切る人がいるのか、いないのかということだというふうに思います。

そういう意味では、行政の今までの発想あるいは行政に直接的にかかわっている方々がそういったことを活用するというのは、基本的に難しいんだろうというふうな立場から今回改めて申し上げて、要するに企画、その段階から行政にはかかわらない専門的な方々を交えて総合的に考えたらどうなんだろうかということではありますが、今私が申し上げた町の取り巻く環境について、それに対する町の、このことに対しての先ほどお答えをいただいたことに対するものと私が今お話し申し上げたものをどのようにお考えになりますか。

議長 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

まず、環境の変化といいますか、町のそういった状況が刻一刻一刻と変わってきているというふうに思っております。昨年と今、一昨年と今、今と来年、ずっと常に動いているという状況になっていると思いますし、そのことがいい方向で動いているというふうにも思っております。そういった意味で、その環境に対応するべく、行政とはいえ対応していった中で、そういったさまざまなニーズに応えていくといいますが、またはそういった情報発信をすとか、そういったことが必要になってくるんだろうというふうに思っております。

今、議員お話しのとおり、企業さん、若い人口がふえている。町の魅力がアップしている。イコール企業にとっても非常に利用したいといいますが、そういった自治体

になってきているということで、そう思っていただけるように我々も努力しているわけですし、そう思っていただけるということは非常にありがたい。利用していただければとも思います。

その中で、ただ行政ではできかねないんだという、切れないところをいろいろ具体的にどう使ってというお話だというふうに思っております、我々でできる、行政でもできることというのはもちろんあるというふうに思っておりますが、どのレベルまでできるかということ。また、新たな分野になってまいりますので、そのスピード感とかといった部分について期待されたものについて環境の変化の早さに、スピードについていけるかといったときに、先ほど議員から、以前にご質問のあったものについての対応等についてご指摘あったとおり、スムーズにというか、いってないところもあるということもあります。これらについては、我々基本的にスピードアップをした中で、その環境の変化なり、または言葉悪く言えば利用して収入を上げるなり、PRをするなりということをしていかなければいけないというふうに思っております。

一方で、行政だけではなく提案型でそういったものが出てくるということ、これも1つの方向性だと思いますし、以前にゼンリンですか、地図に町の機構改革とかそういったもの、機構とか入れてもらった中で、費用は企業さん持ちでやった経緯がございます。今回また組織も変わったのでどうですかという提案もあるように聞いておりますが、ああいったやり方なんだというふうに思っております。ああいう形で進めるということ、企業さんがどれだけ、提案者がどれだけ町を評価してくれているかということによっても違ってくるんだというふうに思いますが、ああいったもの、こちらから募集するということがどういう形でやるのかなと、ちょっとそこは私まだ、あちらから来たものについて受けるという形では今までやったことがあるわけですが、こちらから提案をするという形のものについてちょっと今まだやったことないものですから、どういった形ができるのか。事例もあるようですが、そういったものについては取り組んで、そしてPRをする。または、逆に言えば、それで収入を上げるということ。非常に今後の町の方向性としてはそういったこともやっていくことは当然といえますか、そういった方向に全体が動いているのかなというふうには思います。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。



1 3 番 (高平聡雄君)

今お話をいただいたことが私も同じく感じましたし、今後の伸び代が非常にあるという意味では期待が高いのかなというふうにも思っておるんですが、先ほどの話をもう少し具体的に申し上げますと、行政の特に広報の部分でなんですが、自治体の役割というのは、もうこれ以上自分たちで直接進むことは、先ほども前段で申し上げましたように、もうコスト的にも、能力的にというか、立場上、行政がやる範囲をこれ以上進めるとするのは難しいしやるべきではないと逆に私は思っているんです。行政は何か、では役割として必要なのかというと、正確な情報を提供するという純粹にそのことだけに集中すると。自治体はもととなる情報を積極的に提供して、それ以外、それを編集あるいは伝達、そういったものについては、メディアと言われるものあるいは地域のメディアと言われるものあるいは一般の企業あるいはNPO、個人、先ほどゼンリンの例を挙げられましたけれども、そういった方々に正しい情報を提供するだけで、あとは企画から広告収入がどうのこうのだからかそういったものはすべてその方々にお任せをします。そこで採算が合おうが合うまいが、それはその方々の範囲でやってくださいと。町としてやっていただくことに関して守っていただくものはこれですよというようなことで決めてしまうということで、そのために提言している広告代理店あるいはそれに準ずるような能力を持っている集団にそれをお任せすべきではないのかと。それを早急に検討して、先ほど言ったようにタイムラグを気にするだとかそういったことも含めて、その方々が広告主の募集も含めてやっていただくというふうにしフトすべきじゃないかなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

確かに行政として情報の提供というのは大切なことで、これは今もやっておるわけですが、提供の方法といいますか、そういったものを任せてということですが、そういう形でできるということは非常に理想的といいますか、非常にいい考え方だというふうに思っております。そういったものを取り組んでくれる方がいるかどうかという問題はもちろんあるわけですが、ゼンリンの例もあるわけですが、私ちょっと不思議に思うのは、ゼンリンはあれでもうかっているんだらうかというふうに余計な心配をするんですけれども、広告を集めるといったって

大変な話ですし、そういうことで、そういったものの、そこまでこちらで心配する必要はないのかもしれませんが、そういった考え方もあります。

あと、信頼できる相手であるということ、そういった人選といいますか、選びは大切なことだと思いますけれども、そういった方法が全部ではなくても一部からとかもうなっているところもあるわけですから、そういった方向性というのはこれから研究していく余地は十分あるというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。

13番（高平聡雄君）

基本的な考え方としては、そういう方向で行政の役割あるいは民間企業の役割、そういったものを明確化して、先ほど申し上げたその要領等をつくって、両方に、信頼関係のほかに、企業がもうかっているか、もうかってないかという話が先ほどございましたが、企業はやはり利益を上げることを目的に企画、立案をされて、それでそういったものを推進するわけでありますので、募集の段階で十分にそのことについて検証されるのはその企業側でありますので、行政としては乗ってくださるところがあれば積極的に活用するという考え方でいいのではないかとこのように思います。

また、あわせて、そのことに対してのリアクションをもらうためには、インターネットを使ったパブリックコメントだとか、あるいはアンケートだとかそういったもの、今紙媒体でやっているものについてもあわせていくということは、メディアにとってもさまざまなビジネスチャンスに変わるということでありますので、その辺も検討の中に加えていただきたいというふうに思います。それは期待をしておりますので、今後各部門についてよくそういうものに合うものがあるかどうか精査をいただきたいというふうに思います。

次に、今度は広報の中身、特に予算書のことについてお尋ねをしますが、先ほどのお答えの中で、これは確認ではありますが、私の認識とまるっきり違いますので、広報による別冊の特集は行ってないという1文が先ほどの答弁の中にございました。私は、別冊での広報が現存しているという立場からお尋ねをしておりますので、ここをもう一度ご回答をいただきたいというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど申し上げた広報による別冊の特集はという部分だと思いますけれども、ちょっと舌足らずだったかもしれません。質問の中に予算書の説明書を配った経緯があったということで、あれは平成14年、15年、2回ほどやったので、現在その予算書のほうの別冊はやってないという意味でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

はい、わかりました。そうですね。予算書についての別冊特集号は現時点では行っていないということですね。決算については、特集号を組んで別冊で行っていると。歴年の中で内容が多少変わってきて、継続しているのは、決算の特集はずっと続いていると。最近では、もう一つは最新のデータというようなことでの別冊を作成していると。この扱い、決算と予算での扱いの違いというのは何か意識をされていますか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

特に意識というか、決算につきましてはあくまで決算ということで報告をしているということです。また、予算等については財政状況ということで、通常の広報の中で年2回以上やるということになっていまして、先ほども申しましたけれども、一遍にはないんですけれども2回に分けて、予算と運営状況といいますか、そういったものをやっている経緯がございましたので、まとめて最後の決算は出しておりますけれども、予算書を最初に出したのはちょっと何で出したかということではないんですけれども、そのときの方向性で出したというふうに思っておりますが、そういうことで、決算書は特別で出しておりますが、予算と実績については広報の中にうたい込んでいくということで、特別に区切っているわけではなくてそういう考え方でございます。

議長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番（高平聡雄君）

今回の民間の力をうまく利用させていただきながら予算書、今つくっていない予算の特集号ですか、そういったものをつくられたらどうかというのは、ないものに新たに予算をかけるのではなくてという意味で私今回ご提言を申し上げて、これを改めて、要するに今は12回の、1月から12月までの毎月発行している広報のほかに別冊で年2回ということで計14回ということになるかな。それで予算というか、その広報活動というのを基本的にはやっているようなんです。町ではやっているんです。だから、その中で、現在は秋の決算特別号、4月には最新のデータということで2回行っているわけです。そういうことで、計14回ということやってきているわけです。だから、その契約にプラスでもう1冊別冊でつくるから予算がかかるというようなことにならんように、今つくってない予算書、予算の説明書については新たに広告を求めて、その中で発行するような検討をしたらどうか。そうすると、町の負担はゼロで済みますよというようなことで申し上げたわけなんです。おわかりいただいたと思うんですけれども。

そういうことからすると、先ほどのお話ですと、4月だとか5月、ことしの場合は6月もあったようですが、その定例の広報紙の中で予算の使い道についてやっていますよというような、こう使っていますよというような説明は確かにありますけれども、年間の予算全体を1冊の中で見るというふうにはなっていないですし、先ほど言った決算についてだけは、予算こう立てて決算でこうなりましたという形では報告をしているということになっているわけです。ですから、その辺について、決算と同じように予算も扱ってほしいんだということも含めて、老婆心ながらそれにも金をかけないでというようなことで申し上げたわけであります。

先ほどの答弁書にもありますけれども、これは自治法の中で定めているということも含めて、町の条例の中にも公表という形でお出しになっているということをご説明いただいて、私も承知をしております。これと今おやりになっている特集でない広報、その趣旨、予算をこういうふうに使っていますよというのを町民の方に十分に浸透しているというふうに現在は判断をしていらっしゃるということですか。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話しのとおり、予算書では別冊というか出してないところがございます、特集ではちょっと出していますけれども。ああいった形でご報告をしているという考え方でございます。予算と一緒に実施状況とかそういったことも組まれた中で年4回の中でやっているということで、その中で説明をしてきたということでございます。現在来ているというんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

ですから、私は、それでは不十分なのではないかということで、決算の特集と同じように予算の特集も、最新のデータも結構ですから、これを削れというふうには申しませんので、これ立ち上げの時期に、これでいきますと平成13年あるいは14年には特集という形で別冊でお出しになっていることもありますし、前段で申し上げているように、前年の決算に対してどういう予算をつくったんだということも非常に大切なことでありますし、役場の前の掲示板に公表しているからそれでいいんだという立場ではなくて、住民の方々に十分にわかるような優しい、言ってみればイラスト等も十分に利用した中で費用をかけないでそういったもの。前段の話と同じように、トライするには一番いい新たな取り組みの題材になるのではないかということも含めてお取り組みをいただけないかということでありますので、もう一度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

特別号ということでございますけれども、今広報を通常のやつでやっている。あれをまとめた形になるんだと思います。それで、そのほうがわかりやすいという、これは議員さんのお声だけではなくていろいろな声を聞いてみなければいけませんけれど

も、広報のあり方といたしますか、そういった中で特集として特別出したほうがいいのか、決算と同じように。その辺について、今やっているものをまとめるということでございますので、それについては今後内部でもちょっと検討してみたいというふうに思います。

あと、そのやり方については、プロポーザルといたしますか、そういうこともあろうかと思えますけれども、それもすぐ、こう言うとまた遅いと言われるかもしれませんが、すぐできるかどうかということもありますので、それもあわせて、そのやり方、あとは発行について、今やっているのを集約するというところでございますので、そういったことは検討してみたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

これまで平成12年からのデータで見ますと、広報たいわの別冊発行状況については、その年々によって変遷、この決算以外については変遷を重ねてきておるようでございますので、最近のこの2年間については最新のデータということでの別冊発行ということになっておりますので、もう一度今ご答弁があったように内容についての精査をいただくとともに、新たな広報のつくり方、予算をかけないということにもチャレンジをしていただくことも加味していただいて検討をいただくように求めてこの質問を終わります。

では、次に公共施設へのWi-Fiスポット整備とタブレット端末導入の推進をしていけばいいのではないかとということからお尋ねをいたします。

本町では、通信事業者との連携により光ファイバーによる高速通信網の整備や同報系防災行政無線、有線と無線、2系統の通信インフラを有しております。東日本大震災時には、停電や遮音性の高い密閉された室内への情報提供がタイムリーにできなかったという課題に直面、遭遇いたしました。その対応策として、その後メールあるいはツイッター配信を加え情報提供の多元多重化を行っているということでございます。近年スマートフォン、タブレットの急速な普及は、この2年後にはガラパゴス携帯電話、通常の普通の携帯電話ということでございますが、これと逆転すると言われております。その1つのタイプとしてタブレット型端末、これは電話機能が備わっている、備わっていない、それぞれありますけれども、ここで言っているのは携帯電話よ

りも大型のもので、データ通信を主な機能として有しているものを私は申し上げております。今後のこの行政サービスに必要不可欠なツールになるということは明白であり、教育、福祉、医療、災害、デマンド交通予約等々活用は既に多くの自治体で実用化され、実績も上げられております。

前回の3月議会の質問でGISを取り上げて、そのICT化の新たな構築について議論をさせていただきました。その中で、その導入についても今後想定する職員の端末の入れかえ、そういったものをタイミングとして今検討しているんだというお答えをいただいたわけであります。あるいは、防災無線のデジタル化、こういったことも現在、その完成に向けて事業計画をお立てになっただけで、このタイミングでタブレット端末の一翼、その機能、ICTの一翼をタブレット端末にも担わせてはどうかということとともに、震災・防災ポータルサイトの構築で役場と町内各避難所を結ぶ無線ネットワーク、そしてそれをつなぐ大きな役割としてのWi-Fiスポットの構築を今言った事業の中に組み込んではいかがかということでお尋ねをいたします。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、ただいまの質問にお答えをします。

本町のツイッター導入に関しましては、浅野議員の質問でもお答えしたところでございますが、東日本大震災時にインターネット回線が故障しまして、本町の災害対策本部の情報をインターネット上に提供できなくなった経緯から、ツイッターを利用して最低限の情報を住民の皆さんにお知らせする手段の1つとして導入したものでございます。

タブレット型端末の利用といたしましては、議員の質問のとおり、教育、福祉、医療、防災、相互伝達等さまざまな利用ができる可能性を含んでいることは承知しております。しかし、持ち運びが便利なことなどすぐれている器具ではありますが、その分セキュリティーをどのように保護するか考えなければいけません。現在、企業で多くのデータが漏えいしているのも事実でございます。無線通信からのデータ漏えいとして、置き忘れや施設外から施設内の無線を受信する方法による漏えいなどの事例もあります。また、持ち運びできるノートパソコンについては、外部に持ち出す

際にはワイヤーロックなどで持ち逃げされないような対策を講じるなどの指導を国から受けていることもあり、今後先進地の事例などを参考にタブレット端末の導入について調査研究をしていきたいというふうに考えます。

次に、災害・防災ポータルサイトの構築であります。現在本町のホームページ内には災害・防災に特化したサイトを設けておりますが、今後予定しております職員用端末を入れかえる際にも災害・防災に特化したホームページを構築したいと考えております。

次に、役場と町内各避難所を無線ネットワーク及びWi-Fiスポットの構築を整備してはどうかのご質問でございますけれども、現在本町では役場と町内各避難所を災害時でも活用可能なPHSや衛星電話で対応しておるところでございます。一般的にWi-Fiスポットは駅や施設内にインターネットができる受信装置を設置し、一定の範囲で利用できる高速データ通信技術であり急速に普及が進んでおりますが、携帯電話各社やコンビニなどが参入しておりますが、データのセキュリティーに関してはほとんどの会社が暗号化をしておらずデータ内容が解読できる状況になっております。行政によりますWi-Fiスポットの構築につきましては、独自の高速無線通信網を整備した石巻市の事例があります。このシステムは、住民の安否確認や必要物資の情報など指定避難所が必要としている情報を住民と行政が相互共有できるものです。また、Wi-Fiスポットでは専用サイトで最新のライフラインや公共交通機関などの情報を閲覧できるシステムになっており、災害用としては石巻市が全国初のシステムでことし7月からスタートするものです。このことから、Wi-Fiスポットの構築につきましては、データのセキュリティー面や経費面などを考慮するとともに、ことし4月に全国初で色麻町が導入しました高速デジタル無線網を利用した地域WiMAX、町全体がエリアとなるものですが、これと比較しながら今後の有効な通信ツールとなるものでありますので、先進事例等を参考に研究していきたいと考えております。

当面の災害時の対応といたしましては、平成26年度から整備予定としておりますデジタル防災無線を主体としまして、ツイッター、衛星電話、避難所に設置しておりますPHSを併用して必要な情報を提供してまいりたいとこのように考えております。

議長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。



1 3 番 (高平聡雄君)

それでは、お伺いをします。

まず、ツイッターのことでございますが、ご答弁の中では再三「セキュリティー」、  
「情報漏えい」、そういった言葉によって、あるいはノートパソコンについてはワイ  
ヤーロックをつけなさいという指導が国からも来ているんだというようなお話いただ  
いたわけでありましたが、パソコンと、要するに通常皆さんがお使いになっている、業  
務でお使いになっているパソコンと同様の能力、高規格のものをそのままタブレット  
に導入すれば、当然大きな問題が発生するんだらうというふうに思いますし、今回の  
このタブレットの導入については、特にそういったことを考えてのことでもありませ  
んし、またそういうことを今の段階でやれば、その懸念はそのままそういうふうにな  
るんだらうというふうに私も思います。ですから、発想を、考え方をちょっと変えて  
いただいて、タブレットにはタブレットの役割があるということでもあります。町長も  
ご承知でしょう。こういう人さし指1本でページがめくれるだとか、拡大、縮小がで  
きるだとか、そういった直接的な操作によってデータを読むということだけでなく、  
視覚的にもアピールをしているというようなのがタブレとの大きな特徴。あるいは、  
パソコンなんかと比べると電源も長く使えるだとかということもあるようであります。  
教育長もよくご存じだと思います。学校の子供たちの教材としてもタブレットを導入  
しているところはもう相当多くなってきております。

そういった中で、今回私がこのタブレット導入についてご提言を申し上げる1つの  
大きな例を庁舎内のことで申し上げようと思うんです。

皆さんの机の中に入っている方もいらっしゃるかもしれない。議員の机の中にこれ  
2冊入っているんです、例規集。皆さんも多分事務所の中に2冊ずつお持ちになって  
いらっしゃると思うんだけど、これを毎年自治法が変わりましたよだとか、条例  
を変えましたよだとかということのたびに差しかえをしているわけです。そのこと  
についてちょっと予算を調べてみました。そうしたら、年間にデータの書きかえ料だけ  
で400万を超えているし、そのシステム運用で約200万かかっているし、保守メンテ  
ナンス料ということでまた別にかかっているというような状況。毎年600万ぐらい  
ずつ、予算レベルではそのぐらいかけていると。昨年みたいに分権一括法なんかと大き  
く変わったときなんかもっとかかるでしょう。そういった中で、この時代になっても  
紙と、今皆さんがお使いになっている庁舎内のパソコン、それだけでない、私が持っ  
ているうちで使っているパソコンもそうですけれども、この例規集というのは誰でも  
見られるように今なっているわけです。ですから、例えばここにいる人たちがタブレ

ットを持っていて、そこで必要なところだけ見るということは、もうこの紙はなくてもいいわけです。これを先ほど言ったようにただでやっているわけではなくて、毎年予算をかけて変えているわけです。だから、そういうことをインターネット上と紙と両方でやっているというようなことで、私から言わせれば無駄が発生しているんです。そういったことが皆さんの今おやりになっている事業の中で、ペーパー化することで紙を膨大に使っているということにつながっているんだらうというふうに思うんです。その基礎となるデータはもうほとんどがパソコンの中にあって、それをあえて紙に抽出をして、今回の議会の議案書も含めて全部紙にして提供しているわけです。それを、その資料を端末1つだけ用意すれば、全部その画面1つで済んでしまう。そのことによって、ひょっとすると10万枚ぐらいの紙の無駄遣いというか、削減につながるというようなことがもう現在では、今言ったように一部はもう町でやっているわけでありす。

だから、そういう意味からも、どの時点かで、どこかの部門で、先ほど言ったように情報が外に漏れてはだめだとかというものでない部分について、そういったものによってペーパーレス化を図るだとかということが可能になってきていることについて対応を検討されてはどうかということでお尋ねをしました。いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

タブレットの利便性といいますか、有効性というのはそのとおりだというふうに思います。ペーパーレス等々につきましては、おっしゃるとおり紙で印刷しなくてもそのとおり使えるわけでございますし、使い方によってはあると思いますけれども、今後そういった方向になっていくというのは、これは明らかだというふうに思います。

ただ、先ほども言いました漏えいとかそういった部分について、その可能性もありますので、どこまでもそれ使って、どこからそれを使えなくするかというようなこの部分の難しさはあるというふうに思いますので、そういったその境といいますか、そういったものについては非常に難しいものがあるというふうに思っております。タブレット、福岡でしたか、あちらでもつくっているという話は聞いておりますし、それには住基関係も入るとかという話もありますので、それはどういうことなのか、私ちょっと聞いて驚いておりますが、まさかちゃんとセキュリティーがあるんだというふ

うに思いますけれども、そういった時代になってきておるといこと。また、その  
利性であって、それを有効に使うといことは当然の時代の流れの中であると思  
すけれども、言ったとおりどのように使うか、どのような利用をするかといこの  
断をする基準をつくるのはなかなか難しいのではないかといふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

そのとおりだろうといふうに思いますし、そのためにはでもどこかで、何かで試  
してみなければいんです。全部をそれに頼るだとか、全部をそれでしないんだとか  
といことではないんだらうといふうに思います。ですから、先ほど申し上げたよ  
うに、明確な目的を定めて、タブレットについてはペーパーレス化を促進する。庁舎  
内のペーパーレス化を促進するといことに例えば特化するだとか、あるいは学校教  
育であれば何年生のこの授業のことについては、その教材はタブレットを使うんだ  
といことに特化するだとか、そういうことよって一部試行してその功罪について  
検証するといことをやらない限り、これは心配だけで終わってしまうといことな  
んです。

G I Sのときにも申し上げましたように、そのバックグラウンドとなるデータはず  
べて皆さんの手元にもうあるわけですから、それを活用するか、しないか、今町長が  
申されたように、運用をそれに使わせるか、使わせないかといその判断だけな  
んです。だから、そのために一番今特化すべきは何かといことをぜひ検討をもら  
いたいし、私がお提言申し上げたようなペーパーレス化といことをテーマにして、  
環境 I S Oにも取り組んできた経過もありますし、ここに来てなかなか大幅な  
そう  
中での削減も今後については期待ができない状況。かといって、ペーパーレス  
化が進んでいるかといと全く進んでない。逆に、先ほど言ったようにもう必要  
ないのに旧態依然としてスクラップ・アンド・ビルドをしないでそのまま残っ  
ているんです。だから、そういうことをこの機会におやりになっていただきたい。  
ですから、私が今回提言するのは、議会の資料のペーパーレス化、そして  
庁舎内会議、これのペーパーレス化、このことについて最優先で検討を求め  
たいと思いがいでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

環境といいますか、ペーパーレスといいますと紙を使わないとかそういった努力は今までやってきておるわけでございます。今後ますますやっていかなければいけないという部分でありますので、そういったペーパーレスという方向性はあるというふうに思っております。それを議会の資料にするか、庁舎内にするか。今役場では一応、庁舎内では一応目では見られるわけです、つないでおりますので。それを必要な分だけ印刷するという事で、1つのペーパーレス化には進んでいるというふうに思っております。そういった部分もありますので、あと今度費用対効果ということも当然考えなければいけないところがございますから、最優先というお話でございますけれども、お気持ちはよくわかりますが、そういった部分について、そのペーパーレス化というものについて最優先ということでもありますけれども、費用対効果はどうなのかとか、それだけにiPadを使っていいのかということもあると思っておりますので、その辺も含めて今後いろいろ研究、勉強していかなければいけないというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

それでは、タブレットのことについてはこの程度にさせていただいて、研究、検討を重ねていただきたい。

Wi-Fiあるいは無線LAN環境、そのことについては事例を示していただきました、石巻の事例なんか。日本で初めてということで6月4日か何か大きく紙面上も示されておったのを私も拝見をいたしました。これは日本一って何をもって日本一かあれですけども、全国的にはこういう話題にはならずとも相当進んでございます。私もその事例を幾つも承知はいたしてございます。

このWi-Fiについての一番の、避難所に対するWi-Fiの環境設備というのは、新聞紙上にも一部書かれておりましたけれども、要するに大和町役場の避難所のWi-Fi、それで特定のポータルサイトとの間で情報、昨日の浅野議員と町長との議論の中にも出ておりましたけれども、情報を提供するだけでなく、各般な情報を得られると。それは避難民からの事細かいニーズだとか、あるいは行政としてつかん

でおらない情報だとか、そういったものをその避難所に来さえすれば、そこでお互いに情報の提供をすれば、そのことが行政としても把握ができるし、その関係者、家族に対してもその情報が伝わるというようなことで非常に大きな効果があるというふうに私は感じております。ですから、本来であれば強く申し上げたいのは、この防災無線のデジタル化とあわせて、防災拠点だけにはW i - F i の設備投資をぜひ、防衛省でしょうか、総務省でしょうか、一緒につけていただいで、その設置について同タイミングでなされるように努力をされると大きな効果が、これはタブレット云々とは全く関係なく大きな効果が得られると思いますので、そのものを今回の防災予算獲得のために一汗改めてかいていただくわけにはいかないのかということでお尋ねをしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
W i - F i の施設等について、今のデジタル化に合わせて防災更新の際にセットするようというふうなお話だというふうに思っております。W i - F i につきましては、そのとおりのいろいろな効果的なものがあるというふうに思っておりますが、まだ今検証始まっていくということでいろんなことがあると思います。申しわけありませんが、今更新事業でございます、これは防衛の事業です。デジタル化ということで、その放送施設についての更新ということでの認めになっております。W i - F i セットにするとなるとまた新たな事業となりますので、基本的には今回の事業の中に組み込める状況にはないというふうに考えておりますが、このW i - F i につきましては今後いろいろ考えていくといいますか、効果とかも検証していかなければいけませんし、どういった使い方ができるのか、そういったことも我々も研究していかなければいけないというふうには思っております。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）  
以上で私の質問を終結します。ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前 11時20分 休 憩

午前 11時29分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

では、まず最初の質問に入らせていただきます。

メディカルメガバンクへの対応はということでございます。

メディカルメガバンクが七ヶ浜町で遺伝子情報の提供を求める活動を開始したと報じられております。究極の個人情報であります遺伝子、ゲノムの研究がかかわる法制度が未整備のもとでの拙速な動きであるというふうに感じております。

そこで、1問の質問でございますけれども、メディカルメガバンクによる情報収集について、凍結すべきではないかという質問でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、メディカルメガバンクへの対応についてのご質問でございます。

東北大学東北メディカルメガバンク機構は、未来型医療の構築を通じた震災復興を目的に設置されております。メディカルメガバンク機構が目指す未来型医療とは、ICTを活用した地域医療連携システムを構築し、県内どこでも安心して医療が受けら

れる体制を構築することであり、体制の構築については宮城県震災復興計画の中にも明記されているところでございます。

取り組む主な事業といたしましては3つに分かれておりまして、一つ目は医療情報とゲノム情報を組み合わせた複合バイオバンクの構築、二つ目には地域医療支援体制の構築、三つ目には高度専門人材の育成に分けられておりまして、10年に及ぶ事業期間が計画されておるところでございます。市町村によっては調査研究に協力する内容は異なりますが、これまで十分明らかになっていなかった個人の体質の調査が可能になったと言われております。医学の進歩のためには必要であろうかとは思いますが、一方課題もあろうかと思えます。さまざまな課題が克服されて医学が進歩することを願っておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

では、お願いいたします。

私の質問の趣意書の中で、遺伝子研究にかかわる法制度が未整備なのではないかという認識でおります。今回メディカルメガバンクというんですか、東北大学、それから岩手歯科大学が合同ということなんでしょうか、沿岸部を中心に健康診断と一緒に遺伝子情報の提供を求めるといようなことでございます。これにつきまして、一つはかかわる法というのんですか、いわゆるゲノムというのは本当に、遺伝子というのについては厳格な運用というものが求められる内容ではなかろうかと思っております。そういう意味で、この法制度が未整備という私らの認識でございますが、町長はどうでしょうか。あるいは、こういう法律がありますということでしょうか。そのところをお聞きいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

法について私は、未整備、整備という、どこまで整備するかという問題もあろうかと思えますので、その解釈がいろいろあるんだというふうに思いますけれども、現在

このことにつきましては、先ほども申しましたけれども宮城県の震災復興計画の中でもそういったものやっいていこうということで進めておるところでございます。そういった中で、先ほども申し上げたところでございますけれども、医学の進歩のためには必要なのではないかという、これは私の個人的な考えと云えばそうでございますが、一方で課題もあるということ、議員さんがお話しのようなこともあるのかと思います。そういったものがいろいろ克服されながら医学が進歩していくこと、こういうことを願っておるところでございます。

議長（大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番（藤巻博史君）

私らは、研究そのものを否定するものではないんですけれども、やはり先ほども申しましたように、遺伝子の研究ということでございますので、厳密な運用が必要ではないだろうかということでございます。そういう意味で、易しい言葉で言えば「フライング」ではないかという部分も含めて質問をさせていただきたいと思います。

この質問趣意書には大ざっぱな書き方しかしておりませんもので、少し中身的なことをお話しさせていただきたいと思います。

日本にはそういう法律はないんですけれども、諸外国の法令ではこの遺伝子研究の場合にはどんな研究に遺伝子を使用するのか、個別に同意を求めるということが原則ということでございます。さらにまた、それをまた別のところに預ける、その遺伝子情報。そういうことについてもルールを設けているということでございます。ところが、ここに同意書というのがあるんですけれども、これの中にはそういったことがなくて、とにかく遺伝子情報の包括同意というんですか、そういったものしか、私も読ませていただきましたがないということで、一つはそういったところが問題として残るとおるところでございます。

さらに、バンクというんですか、バンクでございますので貸し出し機関ということになるんですか。そういうことで情報を研究機関に貸し出すという、情報ですのでそういうことになるのかよくわからないんですけれども、そういうことで遺伝子情報の厳格な管理を行うということは決めていますけれども、現在の中では住民への人権擁護を担保するその措置がないというふうに言われております。

それから、2点目といたしまして、いわゆるメリット、デメリットというんですか、



デメリットもこういう研究の中では出てくるということでございます。例えば、卑近な例で言いますと、実は自分の子供ではなかったというような、これはそういう例でございませけれども、そういった例まで出てくるようでございます。そういった記載が確かにこの中にはないと。もちろん個人人名を特定するという目的ではございませぬので、そういう研究ではないんですけれども、そういうデメリットというものも書かれていないということも問題であろう。

そして、もう一つ問題として、研究の目的として、例えばアトピー性皮膚炎の研究をするんだとか、あるいは自閉症の研究するんだとか、そういったことをもう一つ文章があるんですけれども、設立趣意書というんですか、そちらのほうにはそういう研究をするんだというふうに書かれているんですけれども、そういったものが個人には説明もされていないというような問題。

そして、もう一つ、すみません、3つまとめて申しますけれども、今特に被災地で行っていることとございますけれども、医療、世界の医師会ですか、その中での倫理規程でヘルシンキ宣言というのがあるんだそうですけれども、その中のB項17項というところで、これ被災地のところになるのではないかと思うんですけれども、不利な立場または脆弱な人々あるいは地域社会を対象とする医学研究は、研究がその集団または地域の健康上の必要性と優先事項に応えるものであり、かつその集団または地域が研究結果から利益を得る可能性がある場合に限り正当化される。要するに、率直にこういう利益があるんですよということでない限り、そういう研究は正当化されないというようなそういうような宣言があるようでございます。

ルール申し上げたのは、これについてこういう問題がある今の体制ということとございます。そういう中でございますので、そういうことを加味した上で判断していただければということでお話をさせていただきました。そういったことについての、今いきなり言ったこととございますので、そういう問題があるんだという指摘だけについてのご答弁をお願いしたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

いろいろ課題はあるんだろうなというふうに思っておりますが、先ほども申しましたけれども、医学の進歩、先ほど震災計画、復興計画とかでこういったことが必要だ

と、こういうのがあったらいいということがまず大前提にあるわけでございまして進めているところでございます。そういった課題も、それは一つ一つ整理しながら進んでもらえば全体として医学が発展していく。そういった進歩のために進めていくことはぜひ必要だというふうに思っておりますが、課題は整理していただければというふうには思います。これは国とかそちらのほうで皆さん方がやられるんだというふうに思っておりますけれども、そういった先ほどの話と同じになりますけれども、課題を克服しながらも医学が進歩することを願っておるところでございます。

議長（大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番（藤巻博史君）

それで、実は、これ七ヶ浜町、それから東松島市ですか、そういったところで始まっておりますけれども、さらに仙南では、これも始まっていると思うんですけども、記事ですので開始するということですけども、河北新報によりますと白石市など県南13市町村で地域子ども長期健康診断を始めるということでございます。そういう中で、要するに2、4、6年生、1万2,700人ですか、そういった調査をするということで、同意が得られた場合には遺伝子解析を行いというような記事がございました。要するに、今私お聞きしたかった、そういうことが実際に被災地以外でも始まっているというんですか、そういったことのようにございます。そういったことで、先ほど申しましたように、実は、先ほどの答弁です。

議長（大須賀 啓君）

藤巻さん、3回目の答弁に対して4回目の質問ですから、もう少し端的にお話しして。

8 番（藤巻博史君）

はい。そういう申し入れがあった場合の対応ということでお聞きしたいと思います。率直いろいろ問題はあるけれども、町としては応えていく方向なのか、お聞きしたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほども申しましたとおり、宮城県の震災復興計画の中にも明記されている中がございます。県としても進めていくという中がございますので、どういったことがあるかわかりませんが、その方向をもって進みたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

実際には地域復興計画の中で、幾らでしたか、予算をとって、直接に震災復興とは関係のない予算であろうと私たちは思っております。そういうことで、慎重な対応を求めたいなと思って、では1問目、終わらせていただきます。

では、2問目、移らせていただきます。

アメリカ軍による王城寺原演習場の安全対策はということでございます。

ことし2月の砲撃演習に続き、8、9月にも演習が予定されております。2010年、前々回の演習の際には2日連続の山火事も発生をいたしました。

1番目として、王城寺原での演習は沖縄の負担軽減を名目にしておりますが、オスプレイなどの新たな配備など沖縄における負担は重くなっているということでございますが、本当に軽減されているのか検証が必要なのではないかということ。

2要旨目ですが、2月の演習公開の際に「白リン弾を使用するのか」という問いに答えがなかった。演習の中身をチェックする体制はあるのか。

それから、山火事防止の体制確認をするのかという3問でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、アメリカ軍による王城寺原演習場の安全対策についてでございます。

昨年度、米軍移転訓練については、ことしの2月11日から3月4日まで行われまして初の冬の訓練となりましたが、大きなトラブルもなく安堵しているところでござい

ます。

また、本年度についても8月下旬から9月下旬にかけて行われる見通しとなっております。詳細が明らかになりましたら議会の皆様方にもご説明を申し上げたいと、このように考えております。

この米軍の移転訓練につきましては、平成8年8月に日米合同委員会におきまして米軍が実施していた沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練を本土の5演習場で分散実施することが合意されまして、施設、区域が集中している沖縄県の負担軽減を図り、日米安保体制の信頼性の向上を図る上で、米軍の連動、維持及び即応態勢を保持するために必要なものとなっております。

1点目の質問でございますが、オスプレイは昨年沖縄県米軍普天間飛行場に配備されたと同っております。このことにより、騒音被害が増加し危険性が高まったと地元新聞等で報道されております。しかしながら、沖縄県の負担が重くなり本当に軽減されているか検証が必要ではないかとのことでありますけれども、防衛に関する問題については国が担っているところでございまして、本町としましては、その推移を見守る立場にございます。沖縄負担軽減についての本町の役割は、米軍移転訓練が安全に実施できるよう協力体制をつくることであり、住民の安全確保とともに今後も関係機関と連携しながら対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、2月の訓練公開時に「白リン弾使用をするのか」との問いに答えなかったとのことでございますけれども、本年2月に行われました米軍移転訓練のグリーンフィング時に行われた質問におきましては、前回実施された訓練時に野火が発生したのは白リン弾の使用が原因ではないかと米軍司令官に質問がありましたが、司令官としては、当時の訓練には携わっておらず回答しなかったものであります。再質問があったため現地連絡本部長であります東北防衛局企画部長が発煙筒は使用しない、安全対策を講じているとの回答をしたところでございます。訓練の内容につきましては、直接チェックできる体制にはありません。防衛省側と連絡を緊密にし、住民の安全確保に必要な情報については逐次防衛省側に公開を求めていくものとしております。

次に、山火事防止体制の確認をするのかとのことでございますが、宮城県及び地元3町村、大和町、色麻町、大衡村で構成します王城寺原演習場対策協議会を開催し、訓練に対します安全性の確保、情報の公開、訓練内容等について防衛省側に申し入れを行っております。その回答を得ておるものでございます。その中に訓練に伴う演習場内の出火対策について申し入れを行い、日米間での消火体制の確認と関係機関への速やかな連絡体制について回答があったところでございます。本年度も移転訓練が

予定されておりますので、住民の安全確保を第一に考えまして万全の体制をしいてま  
いりたいと思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

今も北海道の矢臼別で海兵隊が移転訓練を行っているわけですがけれども、新聞によ  
りますと、11日の午前に155ミリ榴弾砲がそれで演習場の外、500メートル外側の国有  
地に着弾した。弾そのものは見つかって、この時点ではわからないんですけれども、  
着弾地からは4キロ離れた国有地で弾の跡が見つかったというようなニュースも出て  
いるようで、これも多分そういう事故ではないだろうかというふうに思っております。

それで、今回、今行われておりますアメリカ軍によります移転訓練でございますが、  
これは途中までは宮城県の文書でございますが、ここまでの経緯ということで宮城県  
のホームページによりますと、在日米軍基地の約75%が集中している沖縄の負担軽減  
のため、平成8年8月、日米合同委員会において、沖縄で米軍が行っていた県道104  
号線越え実弾射撃訓練を本県の王城寺原演習場を含む本土5カ所で分散実施するこ  
とに合意しました。その後、平成9年度から全国5カ所の演習場のうちの4カ所の演習  
場で毎年米軍の実弾移転訓練が実施されており、本県の色麻町、大和町、大衡村の3町  
村にまたがる王城寺原演習場においても平成9年度から実施されておりますという、  
ここまでは県の文書でございますが、その中で、実際にではどういう訓練がどのよ  
うに実態になっていたかということでございますが、要するに沖縄県にあります県道  
104号線を越えて恩納岳というところに榴弾砲を撃つ訓練なんです、記録がありま  
すのが1974年から99年の間、金武町というところが調べた数でございますが、それが  
24年間に363日、4万4,475発と。それから、ことし、平成25年、王城寺まで入れた移  
転後17年で468日、4万4,710発というような、これは民間団体の記録でございますが、  
ということで平均しますと、沖縄では1年間に平均で15日から27日に1.8倍、弾数に  
ついては1.5倍になっているようなところでございます。というようなことござい  
ます。

それで、いわゆる1997年ですか、そこいらの町の記録を見させていただきました。  
その中で、改めてお聞きいたしますけれども、この経過の中で負担軽減のためとして  
住民が納得しない中で政府の責任で行うというそういう結論になったというふうに私

はその当時の記録を読んで、いわば地元の納得はしてないんだけども政府の責任で行うという認識ということでよろしいのでしょうか。ひとつお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
訓練につきましては、政府といたしますか、そういった形で決まってきているわけでございますので、もちろん政府の責任というふうになると思っております。地元、賛成、反対ということよりも、政府で決めたことに対して住民の安全を守る対応を地元としてはしっかりしていかなければいけないという立場と考えております。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）  
その上で、要するに何で今回あれかという、8、9月にまた移転の訓練が予定されているという中で、やはり改めて王城寺原演習対策協議会がまた開催されるのではないだろうかという前提のもとでの質問をさせていただいております。そういう中で、直接に声は届くわけではないんですけれども、やはり本町となつたまず負担軽減についてちゃんと言っていくことが必要ではないのかということでお聞きいたしました。そのことについてもう一度だけお尋ねいたします。

要するに、負担軽減について、言ってみれば大和町と直接には関係ないところではございます、沖縄県でございますので。そういう中ですけれども、やはりそういう負担軽減ということでの移転でありましたので、そういったことを言っても、ちゃんと言うべきではないかということでお聞きしたいと思えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
この訓練を受け入れた段階で負担軽減のために受け入れてございます。その受け入

れているということがまず負担軽減になっているんだということになるのではないのでしょうか。これが向こうに戻ったらということです。それだけでも十分負担軽減ですよ。

あと、当然負担軽減といいますか、沖縄のほうにそういうのを、負担軽減、これからも少なくなるように努力してくださいということはあるというふうに思いますけれども、それは我々だけではなくて皆さんの、日本全国の、みんなの思いだというふうに思っております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

日本全国のというんですか、みんなの願いだということで答弁をいただきました。実際、先ほど言いました104号線越えの訓練は、その後はもちろん行われておりません。ただ、その後、新たな施設が、今やっているのはキャンプ・ハンセンというところが管理しているようですけれども、キャンプ・ハンセンの中に新たな施設がふえたということで、金武町においては別な問題がまた出てきているというのが実態のようでございます。ただ、いわゆる榴弾砲による砲撃はなくなったというのは事実としては残っているということのようでございます。

では、次に2点目に入らせていただきたいと思います。

今回、白リン弾ということだけちょっと特化したというんですか、私らも見ている範囲では白リン弾は使っていないのではないかとというふうに認識はしております。今までの演習の中です。そういう中で、ただその答弁がなかったということで、回答がなかったというんですか、そういったことで一つは問題にしたところでございます。

それで、実はちょっと町と認識が違っていて申しわけないんですけれども、いわゆるブリーフィングというよりも、私、問題にしたのは実際の公開演習ですか、そういったときにも、要するに今回の演習でやるんですかという問いに対して何も答えがなかったということで、私は町長のほうに聞いたところではありますが、町とのこのことについての立場というんですか、そういったのがちょっと違っていたということで若干のずれ違いがあるんですけれども、その中でありますが、ここの中では使わないというそういったものがあつたということでございます。

そういう中で、やはり今回も、先ほども申しましたけれども、対策協議会というの

があると思うんですけども、そういった中でもやはり訓練の中身というんですか、そういったものについても申し入れとかそういったことをしていく必要があるのではないかというふうに思って質問いたしました。そういう申し入れとかというんですか、要するにゆっくりした言葉で言いますと、王城寺原演習対策協議会において、そういう訓練内容についても確認というものをさせていただけないでしょうかということでお聞きいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
協議会におきましては、常に演習の内容と申しますか、それについては確認をいたしております。前年とどういったこと、違わないのかどうかという確認、そういった形でやっております、演習のことがもし変わる場合にはあらかじめこういったことで変わるという申し入れがあったりする。前にあったこともありますので、確認は常にしておるということでございます。改めて申すまでもなく、常に確認はしております。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻さん、まだまだ時間かかりますか。そのほかもう一つあるんですが、かかるとすれば午後からにします。  
暫時休憩します。  
再開は、午後1時とします。

午後0時02分 休 憩  
午後1時00分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
8番藤巻博史君。



8 番 (藤巻博史君)

では、3番目の質問に移らせていただきます。山火事の問題でございます。

前々回の演習では、先ほども質問いたしましたけれども、それに対して王城寺原演習対策協議会において防衛省に申し入れを行って、その回答を得ているということでございました。その中に演習に伴う演習場内の出火対策について申し入れを行い、日米間での消火体制の確認と関係機関への速やかな連絡体制について回答があったという答弁をいただきました。

その中で、一つは、ちょっとうがった言い方であれですけれども、自衛隊も同じかどうかあれですけれども155ミリの榴弾砲を年に何回か行っております。多分アメリカ軍よりは多いと思うんですが、その中での火災というものは今まで報告されているのでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

王城寺原演習場での自衛隊の演習による火災の報告ということでございますが、これまではございません。

議 長 (大須賀 啓君)

藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

多分私もそういうことなのではないかなと思っております。そういう中で、何で同じ、要するに違うことをやっているのかなというそういう思いでいるところがございます。単純なというんですか、榴弾砲もちろん火薬を使っているので火事という要因はあるのかなとは思いますが、そういうことで前々回のときにおける原因というのは特定の報告はあったのでしょうか。お願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

米軍の演習での火事の原因の報告ということかというふうに思っております。原因の報告というよりも火災の報告ということでございます。火災の報告ということですね。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

先ほども言いましたように、自衛隊も年に何回か行って、もちろん自衛隊もそれなりの防火体制というんですか、そういったものを行いながらやっぺらっぺらするんだらうなと思います。そういう中で、ちょっと直接にかかわるかどうかは、これは私個人の意見でこれからは述べるところでございますけれども、前々回ですか、2010年の11月26、27と夜に火災が起こったところでございます。そういう中で、私、あそこは何という地名になるのか、升沢の皆さんが水をくみに行くちょっと手前のところから若干着弾地付近が見える下り坂、何と言ったらいいのかちょっとわからないんですけども、そういったところで、実はこれ写真なんですけれども、そっちから見てもこっちから見てもなかなか見えないんですけども、多分これは照明、昼だけれども照明弾だろうと私は思ったんですが、ここに時間が書いてあって、上の写真が15時11分で下の写真、こちら辺にかすかに光っているのが、私が見ても見えないんですけども、山際にかすかに光っているのが、2分かけてちょっと空の上から落ちてきた火の玉ですけども、多分照明弾なのかなというふうに思っているんですけども、これはその火災があった後の3日後のお昼3時ごろの写真ということでございますが、これも一つの原因になるのかなというようなことを感じております。そういうことで、単純ないわゆる砲撃だけでないところも原因なのではないかなと私的には思っているところでございます。そういうことで、第2問目にもかかわることでございますけれども、そういう多分照明弾でしょうけれども、そういった演習をしているということについては承知をしているんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ご自分でも見えない写真の中で、こういう弾を撃っていると言われてもちょっとわからないですね。なかなか難しいご質問をされ、何かわからないわけですね。見えないんですね。ということは、ちょっとその答えのしようがないと思います。すみません。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

見えないというのであれば、お手元に持っていきますけれども、申しわけありません。

見えないというか、見えないと言ったのは2枚目のほうの写真ですけども、2枚目の写真についてはちょっとかすかに写っているだけですが、1枚目の写真につきましては明らかに火の玉というんですか、煙を出しているのが、これ連続写真です。たまたま2枚あれですけども、この間に何枚か写っているということで、そういうものが実際に、例えば2010年の11月30日の15時11分から13分のあたりにそういったものが、これはカメラの聞きづてですけども、そういったものになっているということで、とにかくそういう、多分照明弾であろうというものが写っているんですけども、そういった演習ということについては承知しているのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

照明弾とかそういった種類とかそういったことまでは、こちらでちょっと存じていないところです。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

どういう名称をつけるかとはともかくとして、そういうという言い方はあれですね、私的に言えば多分照明弾というんですか、これもまた普通の榴弾とまた違った動きをして、またいわゆる着弾地には届かないものに必然的になるような種類の演習であろうというふうに思います。

ということで、そういう演習内容も伴うような演習というんですか、そういったことも含めて、やはりこの対策協議会の中でそういう申し入れもしていただければと思うんですが、お答えをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

演習の内容ということでございますが、先ほどもお答えしましたが、演習の内容は報告が事前にあるわけです、155ミリ榴弾砲とか、何門持ってきてという形で。それで、内容が変わった場合、また変わる場合には事前に連絡をもらって、それに対してこちらで意見を申すという繰り返しはやってきているところでございます。ですから、内容の確認といえますか、それは常にそういう形でやっているというふうに認識しております。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

そうすると、ちょっとわけがわからなくなったんですが、申し入れがないから中身は変わってないと。ただし、単純に言えば、155ミリの榴弾砲以外の演習については情報としてはないというふうに理解していいのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

訓練内容については155ミリの榴弾砲と、あと消火器訓練というふうに聞いており

ますので、そうだというふうに思っております。

議長（大須賀 啓君）

藤巻さん、この3番目のあれとちょっと食い違っているけれども、まだ理解できないですか。山火事防止体制の確認という。

藤巻博史君。

8番（藤巻博史君）

ちょっと違っているのではないかというあれですけども、要するに山火事の原因がこういういわゆる榴弾でないものも含まれているので、私的にはそこのところも原因ではないかということでお聞きをいたしました。ということで、今、町長のお答えによりますと、榴弾砲と、あと消火器訓練については協議会の中で承知しているということのようでございますが、それ以外というんですか、こういう写真も撮られているということを含んでというんですか、そういう中でさらなる出火対策というんですか、そういったことをお願いして私の質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

次に、9番松川利充君。

9番（松川利充君）

それでは、私から教育長に1件3要旨の質問をさせていただきたいと思えます。

昨今、教育委員会のあり方に対する関心が非常に高まっております。その背景には、いじめ、体罰や暴力事件、学力向上も含めなどあらゆる学校に関する、関係する地域のさまざまな問題が発生する中で、教育委員会が十分にその機能を発揮していないのではないかという懸念が指摘されております。また、最近では、教育行政の観点からだけでなく、地方分権、規制改革や行政改革の観点からも議論をされているところでございます。

教育委員会制度は、政治的中立性の確保とか継続性、いわゆる教育の継続性、それから安定性の確保、そして地域住民の意向の反映などを目指して導入されたものと私は理解をしております。それらに伴う教育行政は、多くの法律によって運営されているのでございます。

そこで、教育委員会の仕事や職務権限など法律の問題点も含めてさまざまな観点から教育長の見解と今後の教育の方針をお伺いしたいと思います。

要旨1点目ですが、現在の教育委員会制度は、責任の所在が不明確であるために形骸化しているのではないかと一般的に言われておりますが、このような指摘に対して、教育行政の事務方の責任者といたしましてどのように感じられているか、所見をお伺いしたいと思います。

要旨2件目ですが、本町のいじめや体罰、校内暴力、不登校、体力、そして学力の実態と対策についてお伺いをいたしたいと思います。

最後ですが、要旨の3番目で平成25年度の教育委員会の教育方針をお伺いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、松川議員のご質問にお答えをいたします。

お尋ねありました教育委員会制度の現状と問題点等についてというご質問に対してお答えをいたします。

初めに、教育委員会制度につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして基本理念が第1条の2に規定されておまして、「地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行わなければならない」とございます。

教育委員会の職務としまして、教育に関する事務を管理し執行すること。例えば、学校その他の教育機関の設置と管理及び廃止に関すること。また、教育財産の管理や教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免、その他の人事に関することのほか、学齢制度及び児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学、退学に関すること等を同法第23条に規定がなされておるところでございます。

そこで、教育委員会制度の責任の所在が不明確というご質問にお答えをいたします。

ご存じのとおり、教育委員会は合議体であり、現在5人の委員で構成されております。そして、その中から委員長を選出し仕事を行っております。委員長は、教育委員会の会議を主催し、教育委員会を代表する立場にあります。教育委員会の権限の行使

は、合議体としての教育委員会の決定により行われます。また、教育委員会の指揮監督のもとに、その権限に属するすべての事務をつかさどる者が教育長です。教育長の職務は、教育委員会の指揮監督のもとに、教育委員会の属するすべての事務をつかさどり、教育委員会の会議に出席をし、議事に助言したり、教育委員会の事務を統括し、所属職員を指揮監督すること、教育委員会から委任または臨時代理させられた事務を処理することが挙げられます。以上のように、教育委員会の組織を理解しておりますので、これらのことを踏まえ、今後も業務を推進してまいりたいと考えております。

教育委員会議につきましては、毎月の定例会のほか臨時会の開催も出てまいります。さらには、委員協議会も開催いたしながら、適切な委員会の運営に努めております。

また、教育委員会が所管します審議機関につきましては、スポーツ推進審議会や社会教育委員会、さらには学校給食運営審議会、心身障害児就学指導審議会など幾つかの審議会が設置され、多くの委員の皆様から適切なお助言、ご提言などをいただいております。教育行政の事務執行に当たって大切なものになっているところでございます。教育委員会として学校教育と社会教育の両輪でもってスムーズな教育行政に努めてまいります。

次に、いじめ、体罰、校内暴力、不登校、体力、学力についてでございますが、いじめにつきましては、4月、5月ともゼロ件での報告がありました。体罰につきましては、県教委が実施しました本年2月のアンケート調査で、県教委の報告は4件で、いずれの案件につきましても学校と生徒と保護者との話し合いをいただき、すべて解決しております。しかし、4月から新たなスタートを切っておるところでございますけれども、5月に入って新たに1件が発生いたしましたので、直ちに教育委員会指導のもとに学校、生徒、保護者との話し合いの場を持ち解決となっておるところでございます。また、発生の報告を受けた翌日に臨時の校長会議を開き、指導の徹底について指示をいたしました。報告のおくれがなく早期解決となりましたが、今後ともいじめ、体罰に関しましては未然防止に努めることを最大の努力点とし、発生したときはすべて教育委員会に報告いただくとともに、各学校には生徒並びに保護者との信頼関係を大事にした解決を図ることで、校長会議などを通じ指導をいたしましたものでございます。

また、不登校につきましては、本年3月に小学校が5名、中学校が32名となっております。平成25年度は、4月は0件の報告でしたが、5月になって中学校が2名と報告がありました。

なお、暴力行為につきましては、本年3月に中学校が1件で、4月はありませんで

したが、5月に入って暴力行為2件の報告がありました。

体力につきましては、小学校5年生と中学2年生を対象にした2012年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が本年3月に公表されており、都道府県別順位では、宮城県においては、中学2年生では男子が23位、女子が27位で、小学5年生では男子が41位、女子が32位との結果が出ております。本町の小学校、中学校の体力テストのデータは県教委が直接データを収集し分析することになっておりますので、県の分析データをいま一度確認して、現在の各小学校での取り組み状況と照らし合わせながら検討してまいりたいと考えております。2011年度全国体力テストにつきましては、東日本大震災により見送りされ実施がありませんでした。

次に、学力のお尋ねでございますが、本年4月実施の全国学力状況調査及び標準学力調査の結果を待ちながら、各小中学校の課題を見つけ、学校における児童生徒に対して適切な指導方法に結びつけていくことで学力向上を一つ一つ進めてまいりたいと考えております。

昨年度の全国学力状況調査結果におきましては、1つの小学校ではすべての教科で全国平均を超えており、次第に学力が上がってきているものと考えております。しかしながら、中学校におきましては全国平均を超えない状況が確認されましたので、さらなる努力をしてまいりたいとも考えております。児童生徒の学力向上につきましては、地域の教育力が大切と考えておりますので、学校と保護者、そして地域が一体となって支えていく仕組みも大切であると考えております。

次に、教育の基本方針についてですが、宮城県教育委員会、さらには仙台教育事務所管内の教育基本方針を踏まえ、大和町の教育基本方針の重点である「やさしさとたくましさを備え、生きる力をはぐくむ教育の推進」、「活力と学びと心のふれあう環境の醸成」、「伝統文化の継承と芸術文化の創造」、「感動と躍動するスポーツの展開」を重点に、学校、家庭、地域が一体となって町民の生涯にわたる学習の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、3月議会でお話ししました「教育は人なり」を信条に、教職員の資質の向上を図ることを大切にしたいと考えております。そのことで、地域の皆様から信頼が学校にお寄せいただけるものと考えております。

また、教育活動の基礎、基本である心の教育を大切にしたい取り組みを考えておるところでございます。今後とも子供たちの教育環境の整備と学力の向上等に対しましては、さらに町と連携しながら、地域の皆様のご理解と関係者皆様のご協力をいただきながら、さらには関係教育機関と密に連携して努力してまいりたいと考えております。



よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番（松川利充君）

大変詳しい答弁をいただきまして、よく読ませていただきました。

それで、なぜ私がこういうことを教育長に質問するかということは、冒頭にもお話ししましたが、現在首相官邸の教育再生実行会議の提言を受けて、下村文部科学大臣は中教審、いわゆる中央教育審議会に教育制度の改革を議論しろと、こういうふうに求めたわけでございます。国がこういう審議会で議論しているときに、私も教育に関して関心持っておりましたので、私自身、無関心ではいられないなという思いでございました。そこで、中央教育審議会では、12月までに審議を終えまして具体案をまとめたいと、こういうようなことでございます。

この教育委員会というのは実際は身近な問題なんです、子供たちの教育のことでございますので。しかしながら、よくわかっていないということもあると思います。それでは、なぜ、一般論ですが、別に大和町の教育委員会のことを直接私は申し上げたいと思ってはいないんですが、そういうことを聞いたことがございませんので。ただ、一般論としてそれが大きくもう社会に取り上げられているということは、これはやはりそれを我々自体が議論、私は教育長としてみたいと、こういうことでございます。

それで、なぜその責任の所在が明確でないと指摘されているかということでございますが、教育委員会は地方自治法でその設置が定められておりまして、ですので委員会は5人の委員なんですが、教育長はもう教育のプロフェッショナルと、私はそのように理解しておりますが、それだけでなく、専門家に任せるだけではなくて、やはり地域住民の意向を反映させるという原則を、いわゆる教育委員会制度が設けられた当時の理念と申しますか、そういうのがあったと思っております。いわゆるレイマン・コントロールと、こういうことでございます。

そこで、なぜそういうことかといいますと、それが果たして果たされているかということではないかと思うんですが、いわゆる教育委員は非常勤でございますから、毎月の定例会とか、あるいは臨時会、いろんなそういったものに出席して、いわゆる教育委員会事務局の報告を受けて議論するだけということではないかと指摘されている

わけでございます。

それで、教育長の答弁の中にあるように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中でしっかりとその仕事や職務権限が明記されておりまして、私がなぜこういうことが指摘されるかという、法律をよく見てもよくわからないんです、何が不明確か。職務権限もはっきりしているんです。そこで、教育委員会と教育長の役割、例えば答弁にもありましたが、教育長は教育委員会の会議を主催し、教育委員会を代表すると、こういうふうにあります、しかも会議は委員長が招集するということになっています。また、教育長の職務では、教育長は教育委員会の指揮監督のもとに、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどると。いわゆる事務の最高責任者でございます。そして、また教育長は、教育委員会で出席して、議事について助言すると、こういう、これはやはり教育長の大きな権限であると思ふんです。いわゆる専門家、プロフェッショナルという意味合いであると思ふんです。

そこで、私が思うのは、その制度そのものがアメリカの制度も取り入れられたということもあるんでしょうけれども、いわゆる教育委員会によるレイマン・コントロールと教育長のプロフェッショナル・リーダーシップの間の抑制と均衡という理念があるんだと。教育委員会とプロフェッショナルの教育長とのいわゆる抑制と均衡、それによってよりよい教育行政をやるべきだと、こういう意味合いではないかと思っているんです。教育長はプロフェッショナルですから、それらの専門家でございますから、ところが地域住民の意向の反映という観点からも教育委員会の教育委員がそういったことも抑制されると、そういう意味合いの中にはあるのかなと、こういうふうに思っております。

それで、5人の教育委員の中から教育委員長を選任する。そして、4人の教育委員の中の1人から教育長を選任すると。そして、教育委員会を代表するのは非常勤の教育委員長です。ただ、常勤の教育長は一般職の事務の責任者であると、こういうことになっております。そうしますと、この法律の文面を見ても、教育委員長の役割と責任というのは一切書かれていないんです。そうすると、教育委員会は合議制であるので、教育委員会全体で決まったことに対する責任とか、あるいは執行責任とかあるのは当然だと思ふんですが、しかしながら法的にはそういったことが明記されていないんです。単なる代表であると。そうすると、単なる代表的であるとするならば、これは対外的な単なる代表であって、レイマン・コントロールということが達成されれば、その意味合いが達成されれば、その目的を達成したんだと。だから、権限とかそういったものを明記しなくても十分な効果といいますか、職責といいますか、役割を達成

できるということなんですか。その辺について、教育長、どのように考えられますか。教育委員長と教育長とのその立場の違いといいますか、権限。権限は教育委員長にはないと私思っているんですが、合議制ですから。その辺の感じ方を、法律的なことで大変申しわけないんですが、お尋ねをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、お答えになるかどうかなんですけれども、確かに現在、今議員さんおっしゃったように、教育再生実行会議のほうでまずもって提言がありました。その後、4月25日の中教審の審議会に下村文部大臣が今後の地方教育行政のあり方についてと、いうことを諮問いたしました。その中で、確かに議員さんおっしゃるように、教育委員会の責任体制の確立とか問題点の抜本的な改革ということで、首長と教育長の関係あるいは教育委員会の果たすべき役割や教育委員の任命方法、教育委員会の権限や責任ということで、まず大きな3つの柱で提言が動いてきました。それで、最近ですと5月20日なんですけれども、文科省の中教審のほうの制度部会のほうで具体的な、今議員さんおっしゃったように、年度末に向けて具体的な話し合いが行われまして、教育行政の権限や責任を教育長に一元化させるような形での現行制度についての検討が始まったんですけれども、まだその委員の中でもメリット、デメリット、両論の部分での討議が進んでいると。特に教育専門家については、メリットよりも変えることのデメリット、つまり現行でもというふうなことの意見が多いというふうな、新聞での記事ですけれども載っておりました。そういうことで、確かに現在文科省を中心に教育委員会制度について課題を上げまして検討されております。

今この教育委員会制度についてどのように考えるかということなんですけれども、議員さんおっしゃるように、教育委員会につきましては委員長がおると。会を統括しながら代表すると。教育長の立場というのは、その合議制である教育委員会の指揮のもとに仕事を行うというふうな立場でございます。法的な、地教行法の中にあるわけですけれども、そのような形で私自身が、短い期間ですけれども1月から仕事をやってまいりまして、やはりこの制度で現在仕事しておりますが、問題を感じることはございません。というのは、やはり委員長あるいは教育委員会と私、連携を密にしながら、相談しながら指示を受ける。あるいは、会議の中で諮る。そのような形をとって

いくと、おのずと結論が出ますし、あるいは責任の所在もはっきりしているような状況でございます。また、首長との関係ということも中にはあると思うんですけども、現在その関係でも支障なり課題を感じる状況はございません。

多分議員さんも心配なのは、これはマスコミ等で大津の問題ございましたよね。その後、大阪市の問題がありました。それで、やはり教育委員会の部分での力不足といえますか、組織としての民意を反映できないような問題があったというふうなマスコミの報道がありましたけれども、ただ私が知っている近隣の教育委員会につきましては、やはり機能はしているのではないのかなというふうな気持ちでおります。ですから、現在の法律に基づいて仕事をするのが基本ですので、現行の法に基づいて仕事を遂行したいと現在考えております。

議長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番 （松川利充君）

今の教育長の答弁で理解をいたしました。実は、教育長のいわゆる職務権限が曖昧だということに私も疑問を感じますし、教育委員会も含めてです。いろいろ調べました。ところが、かなりの職務権限があるんです。一つには、いわゆる服務監督というもの中にはありまして、その43条には、市町村委員会は、県負担職員の服務を監督すると、こうなっているんです。そして、しかも第2項にはこういうことが記載されています。県費負担職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程（前条又は次項の規定によって都道府県が制定する条例を含む。）に従い、市町村その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないと、こうあるんです。そうしますと、これは教育委員会の権限というのは、学校も含めてかなりのいわゆる命令権を持っていると、こういうことが言えます。だから、私にとっては職務権限があいまいだというのはどうも当たらないと、こう思っているんです。

そして、あともう一つは、うちの教育長に対する事務委任等に関する規則というのがありまして、どこの町村でもあるんですが、市町村にもあるんですが、その中にいわゆる17項目にわたって、大和町教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる以外の事務を大和町教育委員会教育長に委任するとなっているんです。しかも、17項目は委任されないんですが、その他のあらゆることはもう教育長の権限であると、

こう言えると思います。ただ、委任されないことは重要なことだから委任しないと。これは教育委員会の会議に諮ってそれは決定すると、こういうことになる。

そして、次には、第2条にこういうこと書かれているんです。教育長は、教科書を採択する事務を専決することができるというところがあるんです。これも大きな権限です。教育長にはそういう権限を持っている。専決できると。

それで、私、教科書そのものの、大和町は大和町独自の教科書を使っているかどうかはわかりませんが、教育を採択する際のプロセス、例えば仙台教育事務所管内で協議をして、それでそれを決めるのか。どういう過程において教科書採択しているか、それをお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

教科書につきましては、まずはこの黒川郡ですと教科書を採択する際に展示会場が設けられます。黒川郡内には富谷町にございまして、そこに2週間程度の期間、教科書採択のための展示会が開催されます。それで、教科書は毎年ではなくて改訂されて採用する場合に、その1年前に採択作業が始まるわけですが、今年度は通常の教科書の採択事務についてはございませんけれども展示会がございます。

それで、まず手順としましては、学校において教職員が各教科について調査書を持って、そして展示場に行って教科書の閲覧をします。それを持ち帰り、学校内で、例えば中学校であれば社会科の担当が集まり、教科主任がまとめて、各社の教科書についての意見を出します。それを委員会で吸い上げまして、教育委員会としてその内容を検討し、次に今度は町の委員会の方向性を決めた段階で管内、仙台管内の採択、協議会がございますので、そこにまずもって資料を上げます。そこにおいて、県からの指導、助言を受けた形で、あるいは教科の専門研究員がおりますので、専門研究員の声を聞いて、管内でまずもってどの教科書を採択するかをそこで集約をします。そして、そこで固まった内容について各市町村に、ではこれでいきますけれどもよろしいですかというふうな承認といいますか、問い合わせがありまして、そこで決定をしていくというふうな流れになっております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番 （松川利充君）

そうしますと、教科書採択というのは、教育委員会でとりあえず大和町の方針を決めると、学校の先生の意見も聞きながら。そのとき教育長の意見というのは入らないんでしょうか。伺いたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

では、お答えします。

まだ立ち会ったことはないんですけれども、委員として意見は述べたいと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番 （松川利充君）

それでは、これ以上詳しくは求めませんけれども、場合によっては仙台教育事務所管内で決まったことを町村に持ち帰って各町村の教育委員会がこれではだめだと反対になったことはあるんでしょうか。教育長、就任されたばかりでそれはわからないと思うんですが、それはまた後で調べていただきたいと思います。

それで、先ほど申し上げました教育長の権限のうちで服務監督のことですが、実は学校長にもやはり職員の監督の規定がありまして、学校長は、教職員等の職務について監督するということがございます。そうすると、どういうことになるんでしょうか。教育長の監督権と校長の監督権というのは、どちらも持っていますよね。県費負担の職員に対するものです。まさか教育長が勝手に各先生に指揮を与えたり指示したりすることではないんでしょうけれども、その監督権を行使する規則か何かあるんでしょうか。そうでないと、学校そのものが混乱する可能性だってなきにしもあらずだと思うんですが、いわゆるすべて教育長の権限のもとに校長会、教頭会で指示をして、そし

て学校に伝えると、こういうシステムなんでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

お答えしたいと思います。

今、議員さんおっしゃったように、学校現場における服務監督権は校長にあります。校務をつかさどって仕事すべての責任を持つというふうなことで校長に服務監督権もございます。ですから、あくまでも基本的には教職員の学校現場での服務監督については校長に委ねております。校長の仕事を超えるといえますか、やはり教育委員会で判断すべき内容が出た場合には判断をするというふうなところでございます。言葉足らずですけれども。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番 （松川利充君）

理解をいたしました。教職員の県費負担の人事権というのは県にあります。大和町の私どもの教育委員会にはないんですが、しかしこういう規定もあるんですよ。なぜ県で人事権があるかという、やはり教養水準とか、教員の一定の水準の確保とかいろいろ、教育水準の維持向上など県下一律でなければならないといういろんなことがあってそうだと思うんですが。ところが、県教育委員会は県費負担の任命権はあるが市町村教育委員会の内申をもって任免を行うと、こういうふうになっておりまして、つまりその任免はやはり大和町の場合は大和町教育委員会が、その勤務を見ながら内申をすると、こういうことですので、そういった面では町村の教育委員会もそれなりの権限を持っていると、こう私は思っております。

ところが、私が思うには、あくまでも県費負担の教職員というのは、県から給料もらうのでどうしても市町村の職員という感覚は薄れているんじゃないかなと思います。もちろん国のお金も入っていますので。そういった関係で、地元数年いれば転勤ということになると思うんですが、教育長、いかがでございますか、今まで教育長は校

長先生もされてあらゆる教育現場を経験されましたが、私はその辺は先生方にお聞きしたことはないんですが、立場上は、その町村に来た限りは町村の職員に準ずると私は思うんですが、ただ先生方そのものはいかがでございますか。そういった意識は持っていられますか。その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

私自身も先生方から聞いたことはないんですが、私自身について申し上げれば、やはり長いときには同じ地区に10年ほどおったこともありました。短くても通常教員の場合は5年はおったんですけれども、やはりその地域の方々と触れ合いながら、その地域の人間として生活をし、あるいは教育委員会と学校は一体だというふうな考えを若いころから指導を受けましたので、そのつもりでおりました。ですから、現在おる教職員もそのようなつもりで頑張っていると信じます。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番 （松川利充君）

私もそう思いますし、そう願いたいんです。そうあってしかるべきだと私は思います。なぜならば、やはり子供たちを教育するということですので、地域地域によって多少の違いもありますので、それに根差した教育をすべきだと思いますので、今そういうことをお聞きしたので安心しましたが、私が思うのは、大津市も含めていろんな事件が起こって、なぜ起こったのか、そういうことが。なぜそこまで気づかないでいたのか。そういう大きな問題になるまで気づかないで、現地に行ってみただけではございませんので内容はわかりませんが、結局そういった当事者意識を失って、しかも起こった問題が第三者機関で調査を受けて、問題点がどこにあるのかなどということのを他の機関に委ねるとするのは、やはりそこが最大の教育委員会の問題だと思います。学校もそうだと思います。こういうことがなければ、教育委員会の問題は社会的な問題にならないんです。と、私は思います。だから、我々も含めて教育の現場に対してもっと関心を持ってやらないと、すべての教育委員会がこうではないのかと



ということになりかねないんです。だから、私はそういった面ではぜひこういうことのないように、いわゆる何かが起こったから法律を改正すれば、制度を改正すれば、それが問題が解決するのかということ、私違うと思うんです。だから、よく教育界の皆さんにはそういったことを考えていただきたいんですと思います。

こういう問題というのは、教育長、私が思うのは学校とか教育委員会の問題ではない。社会全体の、地域全体の問題だと私は思うんです。それが学校で解決できるものであればいいんですが、しかし学校や教育委員会で解決できないものもやはりあるんです。ですから、余り事が大きくなる前に地域の皆さんとも常日ごろのコミュニケーションを図っていただいて情報交換して、子供のシグナルをきちんと日常的に調査、把握して、そして大きな問題にならない前に解決。それは学校だけでなく、先ほども申しましたように、地域社会、学校を取り巻く社会も巻き込んで、そして協力をいただく。常日ごろです。ただけば、これは大きな問題に、私、発展することはないと思うんです。やはり問題が起きると余り公表したくなくなくなって、そしてずるずると解決の糸口を見つけられないまま発覚して大変な取り返しのつかないことになってしまうと私は思うんです。

それで、もう一つ申し上げたいんですが、実は、私、こういうふう考えているんです。教育問題に限らず、あらゆることが事件、事故が発生すると、法律改正あるいは制度改正、いろんなことが叫ばれるんです。私は、これについてはちょっと疑問を持っているんです。先ほど申しましたように、法律を改正したから解決するものではないという前提のお話ししているんですが、一つは法律を改正して、あるいは罰則とか制度を改正していろんなことを、違うことを実行したからといって、法律を改正することによってむしろ仕事が煩雑になって複雑で、しかも責任がある人に集中したりして、そして機能不全に陥ることはあり得るんです。そうすると、自由なことが阻害されて、むしろ教育の自由とか教育そのものがゆがめられていくんでないかと危惧しているんです。ですから、教育改正がもし、制度改正、法律改正というのは、やはり慎重でないとうまくないと思う。

これは個人にも言えることだと私思っているんです。例えば、私が個人の権利を私の個人の権利だと主張して、それが例えば成就したとするじゃないですか。ところが、人間は多様性をいろいろ持っていますので、私が主張して、その権利を獲得したといったって、逆にほかの人も同じでなくても別なことを主張してそういったことになってくると、自分の主張したことを反転して逆に権利を失うことになってしまうんです。だから……。

議長 （大須賀 啓君）

もう少し端的に。

9 番 （松川利充君）

ほどほどのことは、権利の主張というのはほどほどというのが私は一番いいのではないかと、このように思っております。

まもなく時間が終わりますけれども、きょうのその次の2要旨目に入るんですが、いじめも5月ゼロ件になりまして、体罰についても5月になって1件発生しているということでございますが、対応が早くて解決したという話でございました。これからも未然防止に努めるということを経最大の力点としたいということでございますので、さらには不登校も減ってきたというお話を伺いました。暴力行為については2件発生したということでございまして、これもこれからも努力されるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、体力につきましても、これから県のデータなんかを確認してその取り組みを照らし合わせながら今後検討してまいりたいということでございまして、学力につきましても成績が上がってきたと。一部中学校についてはということでございますが、実は、まだちょっと時間ありますが、教育の継続性ということが求められていると私思っているんですが、国の方針が、いつだったですか、1970年ごろだったですか、教育内容の一層の向上という、いわば詰め込み教育ということでした。それから、2002年には、それを改めてゆとり教育。そして、2011年からは脱ゆとり教育でありまして、ころころ変わってきたんですが、学校も大変だったと、教育委員会もそうだと私は思うんですが、教育というのは継続性、安定性が大事だと思ひていまして、毎年ころころと変わるんではこれは大変なことでございますので、そういった面では平成25年度教育方針を伺いますと私も共鳴することがございまして、その中にやはり心の教育ということがそろえておるといふことに大変共鳴しております。

私は、最後に申し上げますけれども、やはり子供たちは、教育というのは、最終的には親が責任を負うものであると。育てることも大事です。しかしながら、やはり社会も一緒になって子供たちを育てていかなければならないと思ひますので、そういった面では大人の社会の責任でもあるといふふうに思ひます。教育や安全を守っていくといふことは大事なことでありますので、そういった面では今後もぜひ対応していただひて、よい学校教育を推進していただひたいと、このように思ひます。

以上で私の質問を終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で松川利充君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩は10分間とします。

午後2時08分 休 憩

午後2時18分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

最後であります。皆さん疲れておられるので、手短かに質問させていただきます。

私からは、1件1要旨で質問をさせていただきます。

大規模災害時の応援協定を進めよの質問であります。平成23年3月11日に発生した東日本大震災は昨日で2年3カ月が過ぎました。あの震災以来、多くの市町村では県外の自治体と大規模災害時に物資提供や職員派遣などを行う相互応援協定を結んでおります。本町でも大震災の経験を教訓に、他県の市町村や大手スーパー等との災害協定を結ぶべきと考えますが、町長の所見を伺います。以上が私の質問であります。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまのご質問にお答えをいたします。

大規模災害時における自治体間の相互応援協定については、東日本大震災以降、より多くの自治体が応援協定を行うようになってきております。特に今回の東日本大震災については広域にわたる災害だったため、県外の自治体と応援協定を結ぶところが

ふえてきているようでございます。大和町においては、県内町村との応援協定はあるものの県外自治体との応援協定については締結しない状況にありまして、郡内におきましては大郷町と富谷町が県外の市町村と応援協定を締結している状況でございます。大郷町につきましては、北海道の清水町、山形県の舟形町、東京都青梅市の1市2町と。富谷町につきましては、愛知県の長久手市と協定を行っておりますが、両町とも相手自治体と縁があって協定の締結に至ったと聞いております。

本町においての県外自治体との協定につきましては、渡辺議員の質問の際にもお話ししたとおりでございますが、今後協定の締結に向けて検討してまいります。

なお、山形県村山総合支所と宮城県仙台中央振興事務所管内の28市町村で構成します仙山交流連携促進会議におきまして、防災面での連携強化についても話し合わせ、仙山地域防災連携会議、これは仮称でございますが、を設置して連携強化を図ろうとしております。昨年末から山形県村山総合支所と宮城県仙台中央振興事務所が中心となって動き出しておりますので、当町も構成市町村になっておりますので積極的に進めていきたいと考えております。

次に、大手スーパーとの災害協定についてであります。今回の災害においては燃料や緊急物資の調達に問題が見られましたので、多くの企業と協定を結び今後の災害に備える必要があると考えております。昨年度は郡内の要援護施設との協定を初め、段ボール製造会社であるレンゴー株式会社と協定を締結しております。今年度は、来週19日に黒川郡4町村とあさひな農業協同組合との間で物資の供給協力に関する災害協定を締結することになっておりまして、協定の内容につきましては、食料、燃料、生活用品等の物資調達を行うことになっております。このほかにも町内にはヨークベニマル、ヤマザワ、西友などのスーパーを初め、北部工業団地等にも多くの企業が進出しております。協定について検討している企業も見られますので、企業との災害協定につきましては、なお積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

今、町長言ったとおり、いざ災害が起きたときの協定、大和町は県外はないというような話であって、さっき渡辺議員のときの答弁もそのような答弁であったと思いま

すが、「館」会、2市7町村ですか、その協定は結んでおるといっても、今回の大震災のときはもう2市7町村がある程度壊滅状態になったところもあって、私はやはり同じ地区、同じ県内では災害があったときは助け合うことはちょっと難しいのかなといった点から、多分渡辺議員も同じだと思いますが、県外の少し離れたところ、災害が少ないところをというような観点で私も質問をさせていただいておるところであります。

先ほど答弁の中でいろんな関係で他県の町村と結びつきがあるとおっしゃいましたけれども、私も競輪、その松戸市と、サテライトなんかは松戸市が運営しておりますし、あと山形の村山、今出ましたけれども、第6戦車大隊があそこに、神町にあるもんですから、やはりそういうところと今までのつき合いをもっと密にすればそんなに難しい問題ではないのかなと思うんです。それで、何もお互い、一番必要なのは24時間、48時間以内に水、食料等々、またあと毛布等、そんなに物資的には要らないと思うんです。あと、人的ですよ。ですから、そんなに難しく考えないでまず行動するべきだと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

行動するべきということはそのとおりだというふうに思いますが、例えばそのつながりという部分でどういったつながりかということです。例えば、大郷の場合は清水町、北海道ですが、これは大郷の出身の方が向こうに行かれて、今何かやられておられるというつながりがあります。あと、舟形町に日本船舶協会の建物、海洋センターがあるというつながり。あと、青梅市につきましては、協定の関係です。あと、富谷町さんにつきましては、今回市政になろうという中で、この長久手市、この間市政になったそうございまして、同じ規模だということで勉強会に行ったつながりとかそういったつながりがあるということでございます。そういったつながりが我々も全くないわけではないということでございますけれども、例えば松戸の話されましたけれども、あの場合ちょっと民間で立ち上げていますので市とはちょっとつながっていないということもあつたりしますし、そういうことで、そうは言いながら、これまでですと我々宮城県沖地震ぐらいの想定をしておりましたから、宮城県沖地震も大きいことは大きいのですが、そんな広範囲というのは実際なかったのが現実でした。この間の

震災を見ればそれではないということで、もっとエリアが広くということは当然認識といたしますか、そういったものもあると実際経験しましたので、そういうことですので、そういった形で広いエリアでのものということになってくるというふうに思います。

先ほども渡辺議員さんのときにお話ししましたがけれども、湖西市とかそういったつながりもありますし、松戸も全く関係がないわけではないわけですがけれども、相手の考え方もあるということもありますので、そういった面での同じ接点を見つけながらやっていくことは大切だと思っております。そういった意味で、先ほどちょっと申し上げましたけれども、山形県の仙山交流などというのは、先ほど村山市とかあいつたエリアも入ってまいりますのでいい機会といたしますか、そういったきっかけには非常にいいのではないかとこのように思っております。町としましてもそういったところに一生懸命一緒に行動しているところでございます。市の選択とかそういったことではいろいろ課題はあるわけでございますけれども、そういった今後の災害に対する準備としまして、そういった協定、市町村に限らず企業さんにつきましても、そういったことはやはりきちっとしておくべきというふうに思っております。

先ほど農協さんのお話もしました。企業さん、生協さん、そういったものをして少し固まってきているところでございますが、なおそういった考えを持った中でそういった協定、より広範囲な協定といたしますか、そういったこと。また、先ほど渡辺議員さんのお話にありましたけれども、そういうことによつてのいろんなノウハウといたしますか、そういったことも出てくると思っておりますので、そういったものについてはこれから取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

ちょっとマスコミ等々、新聞等々に出ておつたのは、川崎町なんかは、さっき言ったとおり、ポートピア川崎の縁で愛知県の蒲郡市、また丸森町は姉妹都市の北見市というところとやっておるんですが、震災あつたすぐ、次、1日か2日後にトラック2台で北見市から丸森に物資を持ってきたと。もう本当に保科町長は喜んで、新聞等々で、報道で。ですから、すぐ行動です。物は大きして持っていかなくてもとにかく行って水、ちょっとした食べ物あれば、私は本当にいいと思うんです。ですから、余り、

今ある備蓄を、用意している備蓄をすぐ持って行って、そしてなお湖西市なんかは静岡、今、東海地震でちょっと心配だと思うんです。ですから、大和町でも宮城県でこういうことあってお世話になったと。今度何かあったらうちらほうでもお手伝いしたいということで協定はすぐ結べると思うんです。相手は要りませんよとは、私言わないと思うんです、町長。ですから、お忙しいですけれども、こういうのを少しずつでも進めていけば、お互いの共通理解の中で助け合うことができるのかなといったのでまず1点、こういう質問をさせていただきました。

また、スーパー等々は18年の9月、今から7年前に私、質問を出しておるんです。もし大地震、また大雨等が降った場合は今の物資で大丈夫かと。近隣のスーパー等々、大手スーパー等々の提携をしたらいいいんでないかといった私質問をした経緯がございます。その中で、みやぎ生協とかいろんなところとはやっていますが、ヤマザワ、ヨークベニマル等々、今答弁の中にあるんですけれども、こことはまだ締結はしてないんですよね。それで、この前、多賀城で大震災の大津波来たとき、多賀城の西友の店長がもう自分の独自の判断で店の物を全部被災者の方に分けてやったという美談が載っていました。それは上からの命令でも何でもなく、自分の判断で、こういうときはこうだと。やはりそういうのが私、もっと地元と、せっかくヤマザワは山形、いろんなところがあるんですから、そういうところともっと密に、大和町内にあるスーパーと早急にやはり締結はしておいたほうがいいのか、協定の。思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

地元企業といいますか、そういったスーパーさん、商店街、商業関係者という形、方々との提携ということでございます。確かにそういったこと、相手の考え方もあるわけでございますけれども、そういったことは積極的に取り組んでいかなければいけないと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

地震のなる前、平成22年ですか、白石パンと協定をしました。この4カ町村と白石パンが協定をした。平成22年3月ですよ。ですから、よく震災の1年前に締結したんですよ。それで、あの食料で幾ら助かったかと、大和町で。もう食べるものはパンしかなかった状況でなかったのかなと。あのときも白石パンさんは役場の職員から消防団からいろんな、避難所から全部黒川病院の患者さんまでパンを提供していただいた思いがあります。やはりそういうのは協定をしていたおかげかなと。ただ、近隣のスーパーでは何も、ある程度、そんなには多分町には持ってこなかったのかなとは思いますが、町長、こういうのはやはりしっかりとしておかないと、またしばらく来ないというふうには限らないと思うんです、災害は。

ですから、私は、災害に関してはもう結構質問はしておるんです。平成18年のスーパーとの締結、またその後危機対策室というのは地震になる6カ月前、平成22年の9月に私これ質問しておるんです。大震災あった場合の対策として危機対策室を設置し。それから6カ月後にあの震災が起きたと。その後いろいろ町の働きで危機対策室も設置し、また防災計画書の見直し、また防災マニュアル等々の見直しの着手を今進めておるわけですが、そういうのはやはり前もって少しずつしておかなければ、いざ災害に遭ったときさあどうするのと言ったんでは、私は大変なことかなと思いますので、少しずつでもいいですから、すぐには全部しろとは私は言いませんけれども、少しずつでもやっておかなければ、大和町だけの問題でなく、大和町との少し関係あるところでも被害あればすぐ行って助けるといったようなことがなければ信頼関係は余りいろんな企業等々とも生まれてこないのかなと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

白石パンですが、そのとおり協定を結んでということ。その前に第一パンとも結んでおったわけです。ですから、以前からそういった協定を結びながらやっておりました。また、スーパーの方々には協定はなかったんですが、あのときには協力は大変いただいておりますので非常に感謝しております。

あと、危機対策室等につきましても、危機対策班という形でやったりということで、



一遍ではなかったけれども準備を進めてきた経緯があるわけですが、いずれにしてもそういったものは準備は常々やっていかなければいけないということはそのとおりだというふうに思っております。できることから言ったらまたあれかもしれないかもしれませんが、すべてが一遍にやるということではないわけですが、こういった状況で今計画の見直しも今回やるわけですから、そういった新たな計画、今までとはまた違った形の計画になるわけですから、そういった部分もしっかりと見直しをして取り組んでまいりたいと、このように考えます。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

みやぎ生協とは大和町はしばらく前から災害協定結んでおるわけですが、インターネット等々、大河原町とみやぎ生協がいろんな何項目かにわたって災害起きたとき食料から水から毛布類からという協定結んだんですけれども、大和町はしばらく前に結んでおるんですけれども、あの震災のときはみやぎ生協さんからは何を提供していただいていたのか、町長、今わかりますか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ちょっと確認しなければならぬところはありますけれども、食料だったと思います。私、後で御礼に行ったことがありましたのでそうだったと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

ですから、今度大河原町と結んだ中で、生協は食料及び飲料水の供給、応急物資、毛布等々いろんなものをしているんですけれども、そういったものをしっかりと、やはりできるものはただ協定だけでなく、今度大河原と結んで30町村とも今多分生協結

んでいると言っているんですけれども、やはり幾ら結んでもいざというとき何来るのかなと。ただ協定だけ結んでいましたよでなく、結んだ限りはしっかりと水、飲料水、また毛布等々、救急用具とかそうしたものをきちっと明記した上でやはりやっていかなければ、今から防災計画書とかいろんな防災マニュアルをつくっていくんでしようけれども、ただつくっただけでは私はないに等しいのかなと。やはりそれつくった限りは、それを実行してもらおう。また、やると。ただ、マニュアルだけに凝ってもらっても、いざ災害のとき、私も消防団に入っていて現場に行ったときマニュアルどおりなんか動くわけないんですから、全部何でも突発的なものですから、だから町の職員の方々もやはりそこは臨機応変に動くようなマニュアル、しっかりこれこれというふうな上からの命令だけでは、私はいかないのかなというのもございます。

それで、けさほどの新聞見て私もちょっとうれしく思ったんですが、宮城県出身、それも大和町出身の警察官ですよ。ポリスさん、DJポリスというふうになって総監賞決定というような新聞で、それが大和町出身だということで私もうれしくて、この方はワールドカップのときの警備の機動隊にいるそうですけれども、そのとき、普通マニュアルであれば、それしていけませんとか、これしたらどうですよとかというきつい言葉でやはり警察だと言うんですけれども、それでなく、それやったらイエローカードですよとか、あなたたちは12番目の選手でうちに帰るまで私たちが保護しますとか、応援しますとかそういった感じで、何かすごい観客の方々から、渋谷のスクランブル交差点あたりで暴れている若者たちからも拍手喝采を受けたということで今度総監賞もらうんですけれども、やはりこれはマニュアルにないんですよ。マニュアルにないことを自分で言ってやっているんです。ですから、上からこれやれ、あれやれと言うんでなくて、そういうことは、いざ起きたときのためにいろんなことは多分勉強はしているんでしようけれども、それはそれで現場に任せるとか、そういうマニュアルをつくっていただきたい。ただ上からこれやれ、これやれでは、私は部下は動かないと思いますし、私も消防団をやっておりますいろんなのは、町長もこの前震災あったとき、次の日、私と町を歩いたとき、何も言わないんだけど消防団員が全部トラックに砂利詰めて穴あいたところ全部道路やって歩いたと。私たち指示はしてないんです、上からは。だから、地区地区でそういうふうにしたときはやっていくといったようなマニュアルにない率先してやる職員を私は育ててほしいし、そういう防災計画、またマニュアルをつくってほしいなと思っておりますが、町長、それに対しては。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

マニュアルですが、マニュアルはあくまで基本といいますか、そういうところがございますので、そのとおりやれるという災害というのはもちろんないんだというふうに思っております。基本的にはそういう考えでやるという。あとは独自の判断なり、職員一人一人の判断でやるということ。もちろん我々が命令といいますか、指示することもありますけれども、すべてがそれではありませんので、この間の8.11のときにも我々が全部指示したわけではなくて、職員独自の判断の中でそういった活動をしつつやってくれたところももちろんあるわけがございますので、そのことについてはもちろんそうだと思います。マニュアルももちろん、それがぎしぎしの規制でも何でもございませんから、基本的な考え方ということでございます。そのとおりだと思います。

また、DJポリス、これ本当によかったといいますか、私もテレビで見ている中でおもしろい人だなと思ったら、まさか大和町の人だと思いませんでした。今警視庁でも、新聞記事等を見ますと、個人はもちろんそうなんです、明石でしたか、花火で歩道橋で大きな事故がありましたね。あれ以降、そういった常の指示といいますか、そういったものについて力を入れるということで、そういった広報部門といいますか、そういった部門があるんだそうです。それで、そこでコンクールとかそういったこともあっていろいろ、あれは千田君というんですが、そういったことのコンクールで優勝なんかもしているそうです。また、個人としてもどうやったらそういったみんなを穏やかにといいますか、ああいう状況でそういった指導、指示ができるかという、やはり自分のすごい努力があるということも聞いております。やはりそういった組織としての一つの体制プラス本人の努力といいますか、そういったものが必要なんだなというふうに思っております。改めてそういうことをうれしく思いながらも考えさせられたところでございます。ああいった若者がいるということは非常に誇りに思うところでございます。

なお、マニュアル等につきましては、そのとおりそれで縛られるものではなくて、基本的なものでありますし、またそのマニュアルにのっとって自分の判断ができるような、行動ができるような職員教育といいますか、みんなして勉強してまいりたいと、このように思います。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

今言った防災マニュアル等々も含めて、やはり今後起き得る、また近隣で起き得る災害のためにそういういろんなところと、できる範囲でよろしいですから提携、協力体制を結んでいただきながら、また職員の方々の指導をそういうふうに、大和町の職員、課長さん初め立派な方々おりますから、それはきっちりと信用して任せるところは任せると。上からの命令だけでなくそういうことも指導していただければと思います。

私の一般質問終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で平渡高志君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

日程第3「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大和町税条例の一部を改正する条例）」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大和町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長千葉良紀君。

税務課長 （千葉良紀君）

それでは、議案書1ページをお開き願います。

承認第1号 大和町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので同条第3項の規定により議会に報告して承認をお願いするものでございます。

2ページをお開き願います。

大和町税条例の一部を改正する条例。

大和町税条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が3月29日に国会で可決成立しましたことにより専決処分をさせていただき、平成25年度課税に支障のないように対応するものであります。

改正の内容につきましては、3月定例会中に開催しました全員協議会でご説明いたしました平成25年度税制改正大綱に沿った改正であります。主な改正点についてまずご説明いたします。

初めに、地方公共団体の寄附金があった場合の税額控除の見直しを行うものであります。

次に、固定資産税及び特別土地保有税に関する改正でございますが、納税義務者等において土地改良事業の範囲のうち、独立行政法人森林総合研究所に関する記述を削除するものでございます。

次に、個人町民税の住宅借入金等特別控除について、適用の期間の延長を図るものでございます。

また、延滞金の割合等の特例に関する改正でございますが、現行では本則の14.6%に対して特例が適用されませんが、改定後は特例を適用して利率を引き下げるものです。

その他優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関するものなどが主な変更内容でございます。

改正内容につきましては、議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料1ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。

右の欄が現在の規定、左の欄が改定後の規定でありまして、改正する箇所は下に線が引かれている部分でありますので、それぞれ対照してごらんいただきたいと思います。

第34条の7第2項につきましては、寄附金の制度の見直しによる条文の改正であります。

2ページでございます。第54条第5項及び次のページの第131条第4項につきましては、条文中、独立行政法人森林総合研究所に関する記述を削除するものでありまして、独立行政法人緑資源機構が解散したことによるものです。

附則第3条の2第1項につきましては、延滞金の特例の対象範囲の拡大をするものでございまして、現行では本則の14.6%に対して特例は適用されませんが、改定後は

本則の14.6%に対しての特例が適用されまして、延滞金の利率を引き下げるものです。また、特例基準割合の定義の変更を行うものでございます。

4 ページ、第2項につきましては、法人町民税の納期限の延長の場合の延滞金の規定について、特例基準割合となることで新たに項目を設けるものです。

附則第4条につきましては、法令番号の追記、特例期間から法附則第3条の2第2項を適用する期間を除くことを明記、法附則第3条の2第2項の新設を受けた文言の整理を行うものであります。

5 ページでございます。

附則第4条の2につきましては、引用事項の項番号のずれに係るものです。

附則第7条の3の2については、住宅借入金等特別税額控除の延長、拡充を行うものです。適用期間を4年間延長するものです。その他引用条項の項番号のずれに係るものでございます。

6 ページ、附則第7条の4につきましては、寄附金税額控除における特例控除額の特例に係るものでありまして、制度の見直しによる条文の改正であります。

7 ページでございます。

附則第10条の2第2項については引用条項の項番号のずれに係るもの、第3項については平成25年度から導入されますわがまち特例に係る分を新設するもので、標準条例に基づき設置するものでございます。

附則第17条の2第3項については、引用条項の条番号のずれに係るものでございます。

附則第22条の2につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例についての改正でございまして、標準条例に基づき改正するものです。

第1項は読みやすいように読みかえ部分を表にするとともに、いずれの条項が読みかえられているのかがわかりやすいように規定の整備を行ったものです。

8 ページ、第2項につきましては、その有する居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなったものの相続人、これは当該家屋に居住していた方に限りますが、当該家屋の敷地を譲渡した場合には、第1項で読みかえた譲渡所得の特例の適用を受けることができる旨を規定したもので、新たに項を設けたものでございます。

9 ページ、第3項につきましては、第2項の新設を受けて字句を修正するものでございます。

附則第23条につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例に係るものでございまして、法附則第5条の4の2において第4項が追加されたことによる引用条項の項番号がずれたことにより改正するもの、また法附則第45条において第3項が追加されたことにより引用条項の項番号がずれたことにより改正するものでございます。

議案書5ページに戻っていただきたいと思えます。

第1条は施行期日でございまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

ただし、附則第3条の2、4条、4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条及び附則第3条の規定については、平成26年1月1日から施行するものです。

2項、附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定につきましては、平成27年1月1日から施行するものでございます。

第2条の延滞金に関する経過措置でございしますが、改正後の町税条例、これは以下、新条例と言いますが、附則第3条の2の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものでございます。

第3条の町民税に関する経過措置でございしますが、新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人の町民税については、なお従前の例によるものでございます。

2項として、新条例附則第22条の2第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用するものでございます。

3項、新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の町民税について適用し、平成26年までの町民税については、なお従前の例によるものでございます。

第4条の固定資産税に関する経過措置でございしますが、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

2項であります。新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき

平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでありまして、標準条例に合わせて改正するものでございます。

3項でございますが、平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修、これは当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限りませんが、この適用住宅に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定の適用につきましては、同項中「書類及び」とありますのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とするということでございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）」

議長 長 （大須賀 啓君）

日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長千葉良紀君。

税務課長 （千葉良紀君）

続きまして、7ページになります。



承認第2号 大和町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしましたので同条第3項の規定により議会に報告して承認をお願いするものでございます。

8ページでございます。

大和町都市計画税条例の一部を改正する条例、大和町都市計画税条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料11ページをごらんください。新旧対照表でございます。

附則第2項につきましては、法附則第15条第37項の条例で定める割合でございます。平成25年度から導入する予定でありますわがまち特例に係る部分でございます。当町に直接かかわるものではありませんが、標準条例に合わせて改正を行うものでございます。

附則第2項から12ページの附則第11項につきましては、附則第2項に関連して項番号の繰り下げ、負担調整措置の条ずれによる用語の変更に係るものでございます。

附則第12項につきましては、附則第2項に関連して項番号の繰り下げを行うとともに、引用しております法附則第15条が改正されたことに伴う改正でございます。

議案書8ページに戻っていただきまして、附則でございます。

第1項は施行期日でありまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置を規定したものでありまして、改正後の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用するものでございます。

第3項は平成25年4月1日以後に締結された新法附則第15条第37項に規定する管理協定に係る協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用するもので、標準条例に合わせての改正でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長千葉良紀君。

税務課長（千葉良紀君）

議案書10ページになります。

承認第3号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしましたので同条第3項の規定により議会に報告して承認をお願いするものでございます。

11ページでございます。

大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、大和町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものです。

改正の概要についてご説明申し上げますと、今回の改正は、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1減額する現行措置に加えて、その後3年間、4分の1減額する内容でございます。

改正内容につきましては、議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料14ページをごらんください。新旧対照表でございます。

第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額でございますが、軽減判定所得の算定の特例について5年間の期限を廃止し、期限を区切らない恒久措置とするものでございます。

第7条の3につきましては、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課

税額の世帯別平等割額につきまして、特定継続世帯の区分の創設を行ったものでございます。

第23条、国民健康保険税の減額につきましては、特定継続世帯の区分の創設を行ったものでございます。

16ページでございます。

附則第16項、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございますが、引用条項の項番号のずれに係るもの、条例附則第44条の読みかえ規定における対象の変更を行ったものでございます。

議案書12ページに戻っていただきたいと思っております。

附則でございます。

第1条は施行期日でございます。平成25年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則第16項の改正規定は、平成26年1月1日から施行するものでございます。

第2条は適用区分でございます。次項に定めるものを除き、改正後の国民健康保険税条例、新条例と言いますが、の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

2項、新条例附則第16項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度大和町一般会計補正予算）」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度大和町一般会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

それでは、議案書の13ページをお願いしたいと思います。あわせまして、専決2号ということで別冊の資料もございますので、そちらもあわせてご準備をお願いできればと思います。

議案書13ページにつきましては、承認第4号の専決をお願いするに当たりましての案文の記載となっております。

14ページでございますけれども、平成24年度大和町一般会計補正予算（専決第2号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億2,444万5,000円を追加いたしまして、予算総額を95億2,740万8,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

第2条につきましては、地方債の変更でございます。

18ページをお願いしたいと思います。

地方債の変更でございます。災害援護資金貸付金に係ります起債につきまして、借り入れ申し込み等の状況によりまして540万円の減額となったものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、専決2号の事項別明細書のほう、別冊の3ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、2款1項自動車重量譲与税から4ページの8款1項自動車取得税交付金につきましては、国から交付されます各種譲与税及び交付金の額の確定により措置いたしましたものでございまして、8項目で合計3,439万円の追加となったものでございます。

4ページの11款1項1目地方交付税でございますけれども、総額で20億148万6,000

円となりましたので、差額分の9,257万4,000円を今回追加措置いたしましたものでございます。

15款1項1目民生費国庫負担金につきましては、障害者自立支援給付費の事業費確定によります921万円の減額、同じく2目災害復旧費国庫負担金につきましては、過年度分災害応急工事負担金の確定によります1,101万6,000円の計上でございます。

5ページでございますけれども、2項1目民生費国庫補助金につきましては、地域生活支援事業費の確定に伴い116万4,000円の減額でございます。

16款1項1目民生費県負担金につきましては障害者自立支援給付費の確定によります472万4,000円の減額、2項1目民生費県補助金につきましては地域生活支援事業及び児童福祉費に係ります3事業の確定によりまして、合計202万円の減額となったものでございます。

6目緊急雇用創出事業につきましても、事業費の確定によりまして525万円の減額でございます。

19款2項2目住民生活に光をそそぐ基金繰入金でございますけれども、平成24年度で最終年度でございますので、基金をすべて繰り入れするものであり、国への返還をする財源196万7,000円でございます。

6ページでございますけれども、20款1項の繰越金につきましては178万5,000円の追加となったものでございます。

21款3項3目につきましては、都市開発資金といたしまして大和流通株式会社貸付事業の償還440万円があったものでございます。

5項雑入につきましては、黒川土地開発公社精算金578万円、それから地域振興事業助成金30万1,000円の計上でございます。

22款町債につきましては、先ほど議案でご説明申し上げました災害援護資金貸付金の540万円の減額となったものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出でございます。7ページをお願いしたいと思います。

2款1項3目財政管理費でございますけれども、23節償還金につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金の事業年度が平成24年度まででありますので、事業清算により国に残金分等につきまして償還するもの334万3,000円でございます。25節積立金につきましては、まちづくり基金への積み立て1億4,400万円の計上、それからそれ以外の基金利子相当分の操作となっているものでございます。

5目財産管理費につきましては、土地借上料の精算に伴います減額措置でございます。

す。

12日消費者行政推進事業費につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金によります財源の振りかえとなっているものでございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

それでは、3款1項1目社会福祉総務費でございます。子育て支援課所管、生活家庭相談員事業費の確定に伴います財源調整でございます。

続きまして、3款1項2目老人福祉費19節補助金につきましては、シルバー人材センター支援事業の補助金額の確定により減額補正を行うものでございます。

3款1項4目障害者福祉費19節負担金につきましては、知的障害児通園施設への利用がなかったことにより減額補正を行うものでございます。同じく19節補助金につきましては、障害者の方が自動車運転免許を取得する場合等に対して助成するものですが、助成者がいなかったことにより減額補正を行うものでございます。20節扶助費につきましては、障害福祉サービス費といたしまして居宅介護、ショートステイ、グループホーム介護等の給付でございます。障害児通所サービス費といたしましては放課後等デイサービスの給付でございます。それぞれ精算額の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3款3項1目復興支援費21節貸付金につきましては、災害援護資金貸付金の確定により減額補正を行うものでございます。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

それでは、3款2項1目児童福祉総務費でございます。あんしん子育て医療費助成事業に係るものでございます。13節委託料につきましては、助成事業支払い業務委託を国保連に行っておりますが、実績の確定により減額をするものでございます。20節扶助費であります。あんしん子育て医療費助成に要するもので、実績の確定により

減額補正をするものでございます。

3目母子福祉費20節扶助費につきましては、母子・父子医療費に要する経費でございますが、実績確定による減額補正でございます。以上です。

議長 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

大変申しわけございませんでした。続きまして、3款3項1目復興支援費でございます。21節貸付金につきましては、災害援護資金貸付金の確定により減額補正を行うものでございます。大変すみませんでした。失礼しました。

議長 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

それでは、8ページをごらんになっていただきたいと思います。

7款2項1目道路維持費でございます。これにつきましては、町道の維持管理費、これにつきましては緊急雇用創出事業であります事業費の確定ということで525万円の減額。それから、除雪費につきましても業務の確定によるもので1,300万円という合計で1,825万円の減額補正をお願いいたすものでございます。よろしく願いいたします。

議長 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

それでは、ご説明申し上げます。

9款1項2目事務局費19節負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましては私立幼稚園就園奨励費につきまして精算確定によります減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

次に、25節積立金につきましては、学校校舎建設基金への積み立てをお願いするものでございます。

続きまして、2項2目小学校費の教育振興費につきましては、特定財源と一般財源での振りかえでございまして、住民生活に光をそそぐ交付金事業の精算関係でございます。それによる振りかえとなっております。

次に、3項中学校費3目施設整備費15節工事請負費につきましては、宮床中学校農業集落排水接続工事の精算確定によります不用額分を減額措置をお願いするものでございます。

次に、4目中学校建設費15節工事請負費につきましては、宮床中学校屋内運動場増築工事の精算確定によります不用額分を減額措置をお願いいたすものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7「承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算）」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。町民生活課長長谷 勝君。



町民生活課長 （長谷 勝君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

議案の19ページをお開き願います。

承認第5号であります。専決処分の承認を求めることについてであります。

平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定により議会に報告しその承認を求めるものであります。

20ページをお願いいたします。

平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）であります。

これにつきましては、歳入予算の補正であります。3月29日付で専決を行っております。

続きまして、専決の事項別明細13ページ、14ページをお開きください。

13ページですが、2の歳入であります。

3款国庫支出金1項国庫負担金、これにつきましては増額の補正であります。

同じく3款の2項国庫補助金であります。これにつきましても増額の補正であります。

4款1項の療養給付費の交付金であります。これにつきましては減額の補正となっております。

14ページをお開きください。

6款の県支出金の1項県負担金であります。これにつきましては増額の補正となっております。

2項の県補助金、これにつきましては、これも増額というふうになってございます。

それから、9款2項の基金繰入金につきましては減額補正ということになってございます。

これらすべて歳入なんです、それぞれの歳入の額が確定したことによる補正となります。そのための歳出のほうの補正はなしということになってございます。

それから、予算につきましても24億4,120万6,000円ということで増減はありません。以上になります。

議長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第8「承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算）」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

議案書22ページをお願いいたします。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により議会に報告しその承認をお願いするものでございます。

23ページをお願いいたします。

平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,165万8,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書の17ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、保険給付費等の精算額の補正をお願いするものでございます。

歳入でございます。

7款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、本特別会計の平成24年度の精算額によりまして基金から繰り入れを行うものでございます。

18ページの歳出をお願いいたします。

1款3項1目認定調査等費19節負担金につきましては、介護認定審査会に係ります黒川地域行政事務組合への負担金の額の確定に伴います精算を行うものでございます。

続きまして、2款1項2目施設介護サービス給付等費の19節負担金につきましては、老人ホーム等の入所者への給付でございまして、精算額の補正をお願いするものでございます。

2款4項1目特定入所者介護サービス等費の19節負担金につきましては、老人ホーム等の施設の入所者への居住費、食費へのサービス費用でございまして、精算額の補正をお願いするものでございます。

2款5項1目審査支払い手数料の12節役務費につきましては、国保連合会に対します審査の手数料でございます。以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後3時28分 休憩

午後3時37分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第9「議案第62号 大和町臨時的に任用された職員の分限に関する  
条例」

日程第10「議案第63号 大和町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部  
を改正する条例」

日程第11「議案第64号 平成25年度大和町一般会計補正予算」

日程第12「議案第65号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計補正予  
算」

日程第13「議案第66号 平成25年度大和町落合財産区特別会計補正予  
算」

日程第14「議案第67号 平成25年度大和町下水道事業特別会計補正予  
算」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第62号 大和町臨時的に任用された職員の分限に関する条例から日  
程第14、議案第67号 平成25年度大和町下水道事業特別会計補正予算までを一括議題  
とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

それでは、議案書25ページをお願いいたします。

議案第62号 大和町臨時的に任用された職員の分限に関する条例でございます。

この条例提案する理由でございますが、町内への企業の集積に伴いまして比較的若  
い年齢層の転入者が増加しております。それに伴いまして、保育に対する需要も増加  
しております。町では保育定員をふやしまして保育士の資格を有する臨時職員を雇用  
し対応している状況でございますが、必要人数を確保することが難しい状況となって

いるところであります。臨時保育士の確保が難しい理由としましては、地方公務員法によりまして臨時職員の雇用期間が最大1年間と規定されていることが1つの要因となっております。今回構造改革特区制度を利用しまして、臨時保育士の雇用期間を3年間まで延長する特例措置を盛り込みました臨時保育士の任用期間延長による「保育事業充実特区」を国に申請しまして3月29日に認定を受けたところでございます。これによりまして、1年間しか雇用できなかった臨時保育士につきまして3年間まで延長して雇用することが可能になったところでございます。

この特例措置によりまして、雇用期間が延長されることに伴いまして、身分保障の見地から臨時職員の分限、いわゆる身分保障ということでございますが、この臨時職員の分限について条例で定めることが必要となったところでございます。臨時職員で1年を超えて引き続き雇用される臨時職員について適用させる規定を定めるという規定が必要となったということから、新たな条例を制定するというものでございます。今回の特区認定に当たり、引き続き1年以上雇用される臨時保育士につきましては、分限、いわゆる身分保障に関する条例を設けることが条件としてこの特区制度認定に当たりつけられたというものでございます。

それでは、各条項についてご説明いたします。

第1条でございますが、この条例は、臨時的に雇用する職員のうち特区の認定を受けたことによりまして1年を超えて引き続き雇用が延長された職員の分限、いわゆる身分保障に関して必要な事項を規定するものでございます。

第2条につきましては、分限に関する規定でございますが、第1号の勤務実績がよくない場合、第2号の心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合、以下第6号の刑事事件に関し起訴された場合までのこの6項目に該当する場合でなければ、臨時職員のその意に反して免職することができないことを規定したものでございます。なお、この第1号から第6号までの項目につきましては、一般職員に認められている分限の項目と同じ内容であります。

なお、地方公務員法上、1年未満の臨時職員については、この分限という規定が今除外されているところでございますので、1年以上この特区制度により雇用される場合は、この条例を別につくらなければならないというような形の今回の特区制度により条件がついたという形のものでございます。

第3条につきましては、委任規定でございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

26ページ、議案第63号 大和町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

条例議案説明資料17ページ、新旧対照表をお願いいたしたいと思います。

改正理由でございますが、国の災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲が拡大されたことに伴い、災害弔慰金を支給する遺族に係る条例の一部を改正するものでございます。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。」を加え、第3号といたしまして、「死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。」を加えるものでございます。

議案書26ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用するものでございます。以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、議案書の27ページをお願いしたいと思います。あわせまして、歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）ということで別冊の資料についてもよろしくお願いしたいと思います。

議案第64号 平成25年度大和町一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億3,381万6,000円を追加いたしまして、予算額を87億2,081万6,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書の3ページをお願いしたいと思います。

歳入でございます。

15款2項7目農林水産業費国庫補助金でございますけれども、こちらは地震災害復興農業生産対策交付金、ライスセンター建設に対するものでございます。

16款2項3目農林水産業費県補助金につきましても、同じくライスセンター建設に対します補助金2,260万7,000円になっているものでございます。

同じく3項3目教育費委託金につきましては、追加決定となりましたスクールソーシャルワーカー活用委託費89万5,000円と新たに交付決定となりました学び支援コーディネーター等配置事業費委託金456万6,000円をお願いするものでございます。

18款1項1目総務費寄附金につきましては、町内の方から匿名で寄付の申し込みがございました100万円を今回お願いいたそうとするものでございます。

19款1項1目財産区特別会計繰入金につきましては、宮床財産区からの繰入金は防災備蓄倉庫用助成に対する繰り入れ99万6,000円、それから落合財産区からの繰り入れにつきましては集会施設トイレ改修助成に対するもの10万円でございます。

4ページでございますけれども、20款1項1目につきましては平成24年度からの繰越金でございまして、財源調整としての今回計上5,718万5,000円でございます。

21款5項3目雑入につきましては、町文化振興協会運営事業費精算金でありますけれども、こちらはまほろばホール平成24年度実施事業に係る精算金34万5,000円でございます。スポーツ振興くじ助成金につきましては、通称t o t oと呼ばれておりますけれども、空手マット購入事業の申請が認められましたので、今回90万7,000円を措置しようとするものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課班長齋藤秀明君。

生涯学習班長兼文化財班長 （齋藤秀明君）

ただいま財政課長がご説明を申し上げました一般会計補正予算の歳入、4ページでございますけれども、上から二つ目でございます。21款5項3目町文化振興協会運営事業費精算金でございますが、これにつきましては、別冊2枚物の資料がございます。議案第64号関係、平成24年度大和町文化振興協会歳入歳出決算書もあわせてごらんい

ただきたいと思います。

表紙を開いていただきまして、平成24年度大和町文化振興協会歳入歳出決算書事項別明細書の最下段でございます。一番下になりますけれども、歳入総額1,890万1,521円から歳出総額1,855万6,019円を差し引きました翌年度繰越金34万5,502円を平成25年度一般会計に戻し入れたいとするものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

それでは、事項別明細書5ページでございます。

歳出でございますけれども、2款1項3目財産管理費でございます。25節積立金につきましては、町内の方からご寄附いただきました100万円につきましてはまちづくり基金への積み立てといたしまして活用を図ろうとするものでございます。

議長（大須賀 啓君）

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長（千葉恵右君）

6目企画費でございます。企画費につきましては、企画管理費、防衛施設周辺整備対策費、町民バス運行事業費でございます。企画管理費につきましては、（仮称）南部コミュニティセンターの基本計画の策定に当たりまして、住民アンケート調査、検討委員会の開催、基本計画の策定の委託料に要する費用でございます。防衛施設周辺整備対策費でございますが、昨年度に引き続きまして本年8月下旬から9月下旬にかけて行われます米軍移転訓練に要する費用でございますが、訓練内容が明確になりましたら改めてご説明を申し上げたいというふうに考えております。町民バス運行事業費でございますが、町民バスにかかわりますデマンド交通導入のための検討を行うということで、アンケート調査を実施するための費用でございます。

それでは、3節でございますが、職員手当につきましては（仮称）南部コミュニティセンター検討委員会開催を休日等を想定しておりまして、職員の時間外手当と、それから米軍移転訓練に係る職員の時間外手当でございます。



8節報償費でございますが、（仮称）南部コミュニティセンター検討委員会の大学教授を予定をしております、座長の謝礼及び検討委員への謝礼でございます。

9節旅費につきましては、4月にオープンをいたしましたバスターミナルの利用調査のため北部工業団地までバスに乗って乗降客の調査を行うというためのバス代でございます。

11節需用費でございますが、需用費のうち消耗品につきましては（仮称）南部コミュニティセンター検討委員会の資料のコピー代、事務用品代、視察を予定しております視察の際の手土産代、米軍移転訓練で住民周知用のチラシ代、消耗品代等でございます。燃料費につきましては、米軍移転訓練時の巡回パトロールの公用車の燃料代、食糧費につきましては（仮称）南部コミュニティセンターの検討委員会のお茶代でございます。印刷製本費でございますが、（仮称）南部コミュニティセンターのアンケート用の封筒の印刷代、住民向けチラシの印刷代、デマンド交通導入のためのアンケート用封筒の印刷代でございます。

12節役務費のうち通信運搬費につきましては、（仮称）南部コミュニティセンターのアンケート調査の回収郵便料金と、同じようにデマンド交通のアンケートの調査回収郵便料金でございます。自賠責保険料につきましては、町民バス4台分の自賠責保険料改定に伴います差額の計上でございます。

13節委託料につきましては、（仮称）南部コミュニティセンター基本計画策定業務の委託料、それから計画予定をしております杜の丘公共公益施設用地の土地境界確定の測量の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、デマンド交通導入のために町内に研究会を立ち上げるというふうを考えておりますので、先進地事例等の視察研修の際の高速道路の通行料でございます。なお、現在予定をしておりますのは、山形県の朝日町あるいは川西町を予定をしております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

9目交通対策費でございます。12節役務費につきましては、自賠責保険料が改定されたことによりまして保険料に不足を生じたので補正をお願いするものでございます。

続きまして、10目の無線放送施設管理費でございます。15節工事請負費でございますが、防災行政無線屋外子局の移設工事をする経費でございます。吉岡南第二土地区画整理事業地内に設置しております屋外子局が土地を分譲する際に支障となるということで移設する必要があることから移設経費を計上するものでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

続きまして、13目諸費でございますけれども、落合財産区及び宮床財産区の繰り入れ財源によります集会施設改修、防災用備蓄倉庫設置補助金の109万6,000円でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長千葉良紀君。

税務課長 （千葉良紀君）

6ページでございます。

2項2目賦課徴集費の12節役務費でございます。これは自動車自賠責保険料の改定による差額の計上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、3款1項1目社会福祉総務費でございます。保健福祉課所管車両「はくあい号」の更新ほか1台に要する経費でございます。12節役務費につきましては、「はくあい号」の更新によりますリサイクル法に伴う手数料と自賠責保険料でございます。27節公課費につきましては、「はくあい号」更新によります自動車重量税でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長（高橋正春君）

3款2項1目児童福祉総務費12節は、公用車の自賠責保険料の改定による不足分の計上でございます。

4目保育所費につきましては、もみじヶ丘保育所増築工事に係る予算について計上しておるものでございます。

補正予算説明資料、もみじヶ丘保育所増築工事関係も一緒にごらんいただきたいと思えます。

まず、今回、昨年債務負担ということでリースで事業を行おうということから、今回は工事請負によって一括で建設をするということになっております。理由といたしましては、リースに関して実施設計を進めてまいりましたが、近年の部材、資材が予想以上に高騰しております。あと、労務単価も今年度から改定になりましてかなり上がったこと。それから、もう1点は、リースによって二、三年の増設の施設を使いながら定員増を図りまして、次の保育園までその中でカバーできるという想定をしておりましたが、新たに待機児童等の推計をしてみますと二、三年ではちょっとおさまり切れない。少なくとも五、六年までは使用しなければならないということが出てきましたので、それによって今回の建築工事に変更をしたいというものでございます。

補正予算説明資料のほう、ごらんいただきたいと思えます。

1ページの事業の概要でございますが、工事名につきましては増築工事ということで同じでございます。工事場所も前回と同じ西側の職員駐車場を利用する設置場所になります。増築建物は軽量鉄骨造平屋建て、増築面積は158.84平米でございます。

次のページをごらんください。

工事のスケジュールでございます。本日ご可決後、入札、建築確認等の手続を済ませて、7月には工事に入りたいという予定をしております。10月完成をめどに11月に利用を開始したいというものでございます。

次のページをお願いいたします。

増築概要（その1）ですが、増設する場所は現在の保育所西側、図面の左側です。職員駐車場になります。それと、中央部分、遊戯室があるんですが、遊戯室のステージを一部撤去して渡り廊下で接続を考えております。廊下についても冬場のこともございますので、建物同様な構造で接続をしていきたいという考えでございます。

次のページにつきましては、増築部分の詳細図になります。保育室を南北に配置して中央にトイレを考えております。保育室は、それぞれ基準面積から28名くらい収容できる面積となっております。予定では4歳から5歳、それぞれ20人から24名くらいの保育のできる体制をとりたいというふうに考えております。

補正予算事項別明細書6ページにお戻りください。

保育所費、14節使用料及び賃借料を減額して15節工事請負費4,500万円を計上しております。工事費の中には、外構工事、フェンス等、あと監視カメラなど不審者対策工事も含まれております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、4款1項2目予防費でございます。妊娠初期の女性が風疹に感染した場合、先天性風疹症候群の発生が懸念されることから、風疹予防接種費用の助成に伴う経費でございます。助成対象者は、大和町に住民登録があり19歳から49歳の女性で、妊娠を予定または希望している女性とその配偶者及び妊娠をしている女性の配偶者といたし、助成金額は1万円を上限といたすものでございまして、13節委託料につきましては、医療機関での個別接種委託に要する経費でございます。20節扶助費につきましては、4月以降既に接種をされた方及び個別予防接種委託契約後に黒川郡以外で接種された方に対して償還払いで対応しようとする経費でございます。

続きまして、4款1項3目環境衛生費でございます。町民生活課所管車両に要する経費でございます。12節役務費につきましては、自賠責保険料改定に伴います自賠責保険料でございます。以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長 （浅井 茂君）

7ページでございます。

5款1項2目農業総務費の12節役務費につきましては、産業振興課管理公用車の自賠責保険料の補正でございます。

3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金につきましては、本年2月に下檜和田の集落営農組織が農事組合法人稲和ファームとして法人化、設立され、さきの東日本大震災で被災した各組合員の農業生産施設を補う新たな生産施設となる乾燥調整施設ライスセンター建設が、大震災により被災した施設の再構築として国からの東日本大震災農業生産対策交付金事業の整備ということで内定となりましたことから、国庫補助金2分の1、県補助金4分の1と合わせまして災害復旧という位置づけを考慮し、町分の補助を合わせ7,686万5,000円を計上するものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

5款1項2目の18節備品購入費でございます。こちらのほうにつきましては、町民研修センターの放送設備更新経費というような形で81万6,000円をお願いするものでございます。

議長（大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

8款1項3目の消防施設費でございます。18節備品購入費でございますが、デジタル消防無線用の受信機を購入するものでございます。火災などの際に黒川消防署からの無線を受信するというものでございまして、4月1日から黒川消防署でデジタル方式に切りかわったことによりまして、現在のアナログ方式の受信機が使えなくなりましたのでデジタル方式の受信機を購入するものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

それでは、続きまして9款教育費1項2目事務局費の補正についてでございます。8節報償費、9節旅費、11節需用費、12節役務費につきましては、平成25年度、新規

に取り組みます補助の委託事業となります学び支援コーディネーター等の配置事業に要します経費の補正をお願いするものでございます。

それでは、8節報償金につきましては、学びコーディネーター1名及び学び支援員にお願いいたしますボランティア50名ほどに対します謝金分でございます。

9節旅費につきましては、学びコーディネーター及び支援員の事務連絡などに要します旅費でございます。

10節需用費、消耗品につきましては、コピー用紙代等に要します経費でございます。

12節役務費、保険料につきましては、ボランティア保険への加入に要します保険料でございます。

続きまして、8ページをごらんになっていただきます。

次に、2項2目教育振興費、小学校費の教育振興費、うち8節報償費及び12節役務費につきましては、スクールソーシャルワーカーに対します国の予算成立に伴いまして、当該補助委託事業の経費拡充によります追加しての補正をお願いするものでございます。

次に、3目施設整備費13節委託料につきましては、各小学校地内の安全点検実施した中での立ち木の危険部分、病気部分の枝等で立ち木枯れ、てんぐ巣病枝の剪定並びに伐採業務に要します経費につきまして業務委託をお願いするという経費でございまして、これを補正をお願いしたいと思っております。

次に、3項中学校費3目施設整備費13節委託料につきましては、各中学校校地内の安全点検実施した中での立ち木の危険部分、病気部分の枝等で立ち木枯れあるいはてんぐ巣病等の枝の剪定並びに伐採業務に要します経費について業務委託の補正をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課班長齋藤秀明君。

生涯学習班長兼文化財班長（齋藤秀明君）

9款4項1目社会教育総務費12節の役務費につきましては、自動車損害保険料の額が改定されましたことによります生涯学習課所管の公用車2台分の保険料について補正をお願いするものでございます。

9款4項2目公民館費12節の役務費につきましても、自動車損害保険料の額改定に伴います公民館所管の公用車1台の保険料について補正をお願いするものでございま

す。

9款5項1目保健体育総務費18節の備品購入費につきましては、当初におきまして空手道競技用フロアマット1面の購入につきましてご承認をいただいておりますが、このたびスポーツ振興助成事業の補助対象といたしまして2面の購入について交付決定をいただきましたことから、今回所要額について補正をお願いいたします。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

それでは、議案書の30ページをお願いしたいと思います。

議案第65号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ99万6,000円を追加いたしまして、予算総額を1,454万4,000円とお願いするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

別冊の事項別明細書10ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますけれども、2款1項1目財産造成基金からの繰入金99万6,000円を見込んだものでございます。

歳出につきましては、防災用備蓄倉庫設置補助金3地区分の財源につきまして一般会計へ繰り出しを行おうとするものでございます。

続きまして、議案書の32ページをお願いしたいと思います。

議案第66号 平成25年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ10万円を追加いたしまして、予算総額を538万9,000円とするものでございます。

款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

別冊の事項別明細書12ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますけれども、2款1項1目財産造成基金からの繰入金10万円を見込んだものでございます。

歳出につきましては、集会施設改修補助金財源につきまして一般会計へ繰り出しを行おうとする10万円の金額でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

それでは、議案書の34ページをお願いいたします。

議案第67号 平成25年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,767万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,365万4,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条の地方債補正でございますが、地方債の追加は「第2表 地方債補正」によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正でございます。

追加分といたしまして、公共下水道事業の繰上償還の公共下水道借換債、資本費平準化借換債、流域下水道借換債の合計1億5,720万円を追加借り入れの計上でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

事項別明細書の14ページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金につきましては、歳出見合いの財源調整による前年度繰越金の補正計上でございます。

7款1項1目下水道債につきましては、補償金免除の繰上償還金に係る公共下水道債、資本費平準化債、流域下水道債の借換債の計上でございます。

次に、歳出でございます。

1款1項下水道管理費1目一般管理費につきましては、12節役務費の自動車損害保険料が改定されたことによる差額の補正計上でございます。



2款1項公債費1目元金につきましては、補償金免除の繰上償還に係る借入金の償還金計上でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、14日の午後1時30分です。

大変ご苦労さまでした。

午後4時14分 延 会